

知財業務における AI 活用の最新動向

モデレーター

萬 秀憲 氏 萬知財戦略コンサルティング
代表



萬 秀憲



羽矢崎 聡

パネリスト

羽矢崎 聡 氏 エイターリンク株式会社
技術部 知財戦略リーダー

阿久津 好二 氏 株式会社島津製作所
知的財産部 部長

内田 誠 氏 iCraft 法律事務所
弁護士・弁理士



阿久津 好二



内田 誠

萬：萬です。よろしくお願いいたします。早速、本日のテーマを進めてまいります。

本日は、最初にそれぞれお話をいただいた上で、3つのテーマで議論を進めてまいります。まず、私からお話させていただきます。

自己紹介として、私がなぜ生成 AI にのめり込んだのかをお話しします。2020 年に会社を定年退職した後、ちょうどコロナ禍となり、どこにも行けなくなりました。そこで、コンサルティングの仕事を始め、困りごとを解決する活動に取り組みました。中小企業向けには、他社特許への抵触を回避するための SDI のサービスを提供していましたが、分類に時間がかかるうえ、R&D 担当者が読むのにも時間がかかるという現状がありました。これを改善したいと考え、機械学習で解決できないか検討しました。実際、機械学習で対応できる部分も多かったのですが、ある会社では 37 分類を作成する中で、35 分類はうまくいっても残り 2 分類がなかなかうまくいきませんでした。機械学習には限界があると感じていたところ、ちょうど生成 AI が登場しました。機械学習ではタイトル、要約、請求項のみを入力していましたが、本来は全文を読み込み、技術思想を理解したうえで分類する必要があります。一方で、全文を入力すると機械学習は精度が低下してしまうため、全文要約には生成 AI が非常に力を発揮します。機械学習では精

度が 7 割程度だったものが、生成 AI を使うと 9 割以上の精度が出るため、生成 AI は非常に有用だと感じ、使い始めました。

昨年 12 月には、知財無形資産ガバナンス協会にて「生成 AI の活用推進協議会」を設立させていただきました。私と、こちらにおられる島津製作所の阿久津部長が共同代表を務めております。現在、120 名以上の方々が分科会に参加しており、今年 1 月から分科会活動を開始したところです。今後、多大な成果が出てくると考えております。

生成 AI に関して技術水準を確認します。縦軸は知能指数を表し、人間の知能指数の平均は 100 です。横軸は生成 AI が出来からの年月です。登場当初は知能指数が 70 未満でしたが、徐々に向上しました。一昨年 5 月に出た ChatGPT4o がかなり良くなった一方、知能指数はまだ 90 台で、技術が分からないため、知財や技術の領域では使いにくい状態が続いていました。ところが一昨年 9 月に、OpenAI の o1 モデル(推論モデル、リーズニングモデル)が登場し、技術が分かる生成 AI として、これを早期に取り入れた会社では成果が出ています。例えば本日お越しの島津製作所様は、o1 の登場後すぐに使い始め、成果を出されています。

しかし、多くの会社では技術が分からない AI を使い続けており、なかなか実装が進まなかったように思います。

その後、昨年8月にGPT-4からGPT-5になり、技術が分かるものになりました。しかもGPT-5は、多くの会社で使われているCopilotを裏側で支えるLLMであり、非常に賢いものを使えるチャンスが出てきました。昨年秋以降、生成AIを使える技術者や知財担当者が増え、急速に広がってきていると考えております。さらに、推論モデル、ディープリサーチ、ナノバナナプロ（図形を書ける機能）といった機能が、非常にエポックなポイントになっています。

残念ながら日本のLLMは、まだ発展途上です。中国は大体3カ月遅れ程度で追随しているようです。ただし、1〜2年遅れで確実に出てくるため、日本のLLMでしっかりしたものが出てくると、より多くの問題が解消できると考えております。そうなると、プログラムを書いている人は、これまで1からプログラムを書いていたものが、1から書かなくなったというのが今の世界ですが、知財でも同様に、最初から特許明細書を書く、実務を行う、調査を行うといったことは少なくなり、AIにいかに行かせ、その成果がどう出てきたかをチェックする立場へと、仕事が変わっていくと考えております。

なお、昨年12月以降の生成AIは、私見ですが、レベル4（発明を生み出す）に近いレベルまで来ていると考えております。生成AIのレベルが高くなり、理論的な発明までできる、これまで人間が考えつかなかったことができるレベルまで来ているということです。その結果、知財業務への応用について、2024年3月時点では「×」や「△」が多かったものが、昨年8月にGPT-5が出た時点で多くのことができるようになり、ほとんど「○」になりました。昨年11月、12月の生成AIのアップグレードを踏まえると、現時点では、知財業務で生成AIにできないものはない状態になったと考えております。

この後、羽矢崎様、阿久津様、内田先生の順にお話をお願いいたします。

羽矢崎：エイターリンクというディープテック・スタートアップで、知財戦略リーダーをしております羽矢崎と申します。

私がお伝えしたいのは、「技術の可能性を事業価値にすること」です。私がスタートアップで取り組んでいることはこれに尽きます。AI時代に不安もありますが、いかに

事業価値につなげるかを現場で必死に取り組んでいることや、「こんなことができる」「希望を失わなくてよい」といった点をお伝えできればと思っております。

昨年、知財功労賞 特許庁長官賞をいただきました。また、特許ポートフォリオは139件程度となり、特定のワイヤレス給電分野では日本一になることができました。資金調達も、ありがたいことに進んでおります。

当社は、スタンフォードの研究を基に、バッテリーレスのペースメーカーを作っていたメンバーが創業しました。心臓ペースメーカーはバッテリーが大きいと、外部から電力を供給できる技術をコアとしています。WPT（ワイヤレス給電）が世界標準になるよう、WRC等にも働きかけ、国際標準化に取り組んでいる会社です。

本日のテーマに関連して、登壇の機会をいただきました。半年ほど前にも同様の機会がありましたが、さらに半年後には状況が変わっていると思います。そこで、「生成AIが知財を終わらせてしまうのか、始まりなのか」という問いを立てました。

実際、不安はあります。2〜3年前に行っていたことが、かなりできるようになってきた実感があります。数カ月かかっていた調査が数時間、数十分でできたり、苦勞していたドラフティングや管理が簡単になったりしています。

しかし、終わりなのか始まりなのかという点では、コスト削減だけで終わってはいけないというのが私の思いです。効率化だけで終わらせるのではなく、その先に、スタートアップの現場ではやり続けることがあると感じています。

当社は少ない人数で進めています。結果として「もっとやってほしい」「もっと調査してほしい」「もっと発明創出してほしい」と求められます。事業価値につながる知的財産のあり方を追いつけていきたいと考えています。私は技術部に所属しており、スタートアップですので知財部門を作るまでには至っていません。事業や技術と一体となっていることは、幸せな状況だと感じています。

知財がなくなるかという点、そのようなことはないと考えています。デザインシンキングや会計、ファイナンスなど、経営者が当たり前を使う言葉も、かつては専門領域でした。知財やプログラムもできてしまう時代になってきているので、「知財部門」という言葉にこだわる必要はないと思います。

もはや特定部署の専売特許のようなものではなくてよいと感じています。本質的に変わっていないことがあると思っており、ここで申し上げたいのは、私が20年来教わってきたことです。私はキャノンの丸島儀一先生のもとで、大学院で学んでまいりました。

ディープテック・スタートアップで取り組んでいることは、丸島先生が言われていることと全く変わっていないと感じています。戦後にキャノンやソニー、ホンダが述べていたように、令和のスタートアップとしてグローバルで戦いたいと考えています。先生から伺っていた「ゼロックスの100%市場シェアの特許を全件読む」という話は、まさにIPランドスケープだと思いますし、それを超えて自らの知財を創出することも、全く変わっていないと思っています。時代は変わっても、事業で勝つことは変わりません。そのために、事業戦略、技術戦略、知財戦略があるという仮説を、今も説き続けているだけです。

この問いに答えは尽きません。決断を迫られる経営者や技術リーダーに対して役に立てるかどうか、事業で解きたいこと、技術で解きたいことを知財の観点から読み解き、必死に仮説を検証し続けることが、知財人材としてやり続けることだと考えております。

以上、自己紹介でした。

阿久津：私は島津製作所で知財部長を務めております。先ほど萬先生からご紹介いただいたとおり、知財無形資産ガバナンス協会の「生成AIの活用推進協議会」にて共同代表も務めており、業界の熱意を非常に感じています。

会員の皆様から、「取り残されないようにしたい」という強い意思が伝わってきますし、分科会を実施すると皆様とても元気です。楽しんで活用しようという方が集まっていますので、知財業界は暗い未来だと言う方もいますが、私は明るい未来しか見えないと思っています。

当社の知財部は24人、または23人程度の小規模組織で、関係会社でFTOも実施しております。こうした一般的なメーカーでも、生成AIが一定の効果を生んでおり、その金額は年間1億2,000万円程度です。

資料には8,000万円と記載しておりますが、最近では1億2,000万円程度です。事業部の研究開発者の工数で言いますと、おそらく9割程度の削減ができていないのではないかと考えており、生成AIの効果を非常に実感していると

ころです。

経営層としても、これまでコストセンターで「お荷物」という扱いをされていたような部門でしたが、これだけの効果を生み出しています。しかも他部署では、ここまでの効果が出ていないため、知財部が一目置かれるきっかけにもなってきていると感じています。

当社では、あらゆる業務で生成AIを活用してきました。各地で発表もしておりますが、発表のたびに活用アイテムが増えていると感じています。現在では、人だけで行っている業務はほとんどない状態にまで来ています。

発明を抽出するところから、届出書を理解するところ、先行文献調査、明細書を作成するところまで、一通り生成AIで業務ができるレベルになってきています。これに伴い費用と工数が削減されていますが、経営に最もインパクトがあったのは、当初から取り組んだFTOです。知財部の工数を削減しても、経営者からすると「では人を減らします」という話になり得ますが、研究開発者の工数を削減すると、開発や研究に集中でき、会社の成長に直結するという認識を持たれます。ですから、まずはここで成果を出すことが最初のステップでした。

改良を重ねる中で大事なのは、組織として運営することです。一人だけ生成AIが得意な人が自分の業務だけを効率化することは、できているところもあると思いますが、組織として動かすと大きなパワーが出ます。

その際のポイントは、業務フローを明確にすることです。資料には「1、2、3、4、5」と記載していますが、FTOの進め方を示しています。まずは今回開発した事項をヒアリングし、何が新しいのかを把握します。

次に検索式を考え、検索式に基づいて検索を行い母集団を作ります。母集団を作ったら、スクリーニングを行って不要なものを除外します。残ったものを知財部と一緒に検討し、最後に報告書を作成します。このような業務の流れがありますが、生成AIでこれらを上流から下流まで一気に流すことも可能です。

ただし、途中の各工程(1~5)には、人が判断すべき事項が入ります。業務を洗い出してみると、ヒューマン・イン・ザ・ループを実現する必要があることが分かってきます。どの場面で、人の知識を用いて生成AIの出力を判断すべきかという観点で考えると、全てをAIで一気に行うのではなく、途中に判断工程を入れた方がよい場面が必ず

あります。

この設計は、企業の組織に落とし込む際に非常に重要だと考えています。私たちは生成 AI 担当の 4~5 人のグループでワーキングを形成し、設計と最新生成 AI への対応を継続してきました。

作成したプロンプトは全員で共有する仕組みです。課題となるのは、プロンプトを作る人以外の人に、いかに浸透させるかという点です。そのために、操作感を良くする、ワンクリックで業務ができるようにする、出力が揺らがないようにする、上司への報告を義務化するなど、さまざまな手立てを通じて組織に浸透させてきました。

皆様の画面は、Gemini が流行している時は黒く、ChatGPT の時は白く、といった形で、常に AI を立ち上げて仕事をする状況になってきました。その先では、社員の役割とは何かが問われますが、最終判断として、ヒューマン・イン・ザ・ループで判断する事項が必ずあり、その役割がより強くなっていきます。

そのためには、知財やビジネス、事業戦略などの専門知識を持つ人が出力を判断することが重要です。そうした人材を知財部が抱え続ける限り、知財部という部門はなくならないと考えています。

その専門性は各事業部の中にあってもよいですし、知財部が独立部署でもよいと思います。ただ、それをコントロールしようとすると、ある程度以上の規模が必要になります。そのため、一定規模以上の会社では、知財部を共通で置く意義があるのではないかと考えています。

以上を踏まえ、本日のパネルディスカッションを楽しみにしております。よろしく願いいたします。

内田: よろしく願いいたします。弁護士の内田と申します。

私も幅広く業務に携わっております。政府系の業務に関与したり、ガイドラインを作成したり、弁護士ランキングで 1 位をいただいたりしております。私は弁護士・弁理士として、例えば属否の検討等で生成 AI を活用しています。具体的には、イ号製品に関する仕様書や設計図書をあらかじめナレッジに入れておき、請求項 1 検索でヒットした特許の請求項 1 を CSV ファイル化して一括で属否検討を行います。1 件ずつ確認すると 1~2 日程度かかる作業が、数十分程度で終わるようなやり方も可能です。

ただ、先ほど阿久津様のお話にもありましており、基本的には一次チェックとして扱っています。私の場合、AI を全面的に信じることができない立場ですので、もちろん自分の目で確認しています。ほかに契約業務では、条項のバリエーションを出す際に生成 AI を使うこともあります。

例えば、ある条項が甲に有利な内容になっている一方で、乙が承諾しづらい内容である場合に、「甲にとって有利な状態を維持しながら、乙が承諾しやすい内容を複数提案してください」といったプロンプトを入力し、複数のバリエーションを出します。そのまま使うことはあまりありませんが、良さそうなものをピックアップし、さらにカスタマイズして実際の契約条項にするといった使い方もしています。

ここから法的な話に移ります。まず規約との関係で申し上げますと、非常に重要な点がありますので、ぜひ本日覚えておいていただきたいのですが、ChatGPT、Claude、Gemini などは、個人向けと事業者向けの 2 種類の規約があります。

どの規約も同様の建て付けですが、個人向けには明確な秘密保持義務の規定がありません。そのため、入力データを入れた瞬間に、会社の営業秘密であれば秘密性を失うことになり、秘密保持義務を課さずに第三者へ提供したのと同じ状況になってしまいます。

一方、事業者向けでは明確に秘密保持義務を負うため、営業秘密性を失うことにはなりません。ここで注意点として、会社のルール作りをする際に、厳しめのルールを作り「使うな」というルールにしてしまう会社もありますが、そうすると従業員が勝手に生成 AI を使い出すことがあります。

いわゆるシャドー IT の問題です。事業者向けの取引規約では、最低 5 アカウント等の条件が付くことが多く、月額費用もかかります。従業員が個人でそのような契約をすることは想定しづらいと考えられます。

その結果、個人向けの無償または有償のサービスを利用することになり、秘密保持義務を負わない状態となって問題になります。これが本日お伝えしたい最も重要なポイントです。

続いて著作権との関係です。例えば、事業者 X が第三者の著作物をプロンプトに入れて「要約してください」と指示した場合、著作権侵害となる可能性が高い使い方になっ

てしまいます。もちろん侵害にならない方法もありますので、詳しくはスライドをご確認いただきたいのですが、一つは著作権法 30 条の 4 の情報解析に当たる場合です。

例えば、文章のデータ部分だけを抜き出して使う、句読点を数える、文字数を数えるといった使い方であれば、表現そのものは使っていないためセーフということになります。もう一つは著作権法 47 条の 5 で、いわゆる軽微利用といわれるものです。元の著作物のおおむね 10% 程度であればセーフといわれており、その程度を入力する方法です。

現状の日本の著作権法では、第三者の著作物を入力することは、セーフと言いつらいと考えています。

著作権法をどのようにクリアするかについては、30 条の 4 でクリアするやり方、47 条の 5 (軽微利用) でクリアするやり方、著作物性がない部分のみを利用するやり方 (例えば法令等) があります。判例等は権利の目的とならない著作物ですので、そういったものを使う方法もあります。また、裁判手続利用もあります。私たちの場合は、これでほとんどセーフになりますので、ほとんどこの方法を用いています。

最後に、確実とは言えませんが、引用すれば基本的にセーフではないかと、私個人は考えております。ただし、これはまだ多数説とは言えませんので、今後の検討の蓄積を待つ必要があると考えております。

秘密保持との関係では、先ほど申し上げたとおり、生成 AI 事業者との間で秘密保持義務を結んだ状態で提供すれば、営業秘密性は失われないこととなりますので、秘密保持義務を結ぶことが重要です。

ただし、Copilot を使われている方には注意点があります。Copilot の場合、検索クエリの情報が生成サーバーから検索サーバーに送られ、その時点で秘密保持義務の範囲外になるため、検索クエリに含まれた営業秘密が失われるリスクがあります。Copilot を使われている方は、検索機能をオフにしていきたいと思います。

第三者から受領した秘密情報については、結論として、目的外利用禁止に当たる可能性が高いため、第三者から受領した秘密情報は入力しないというルール作り等が必要になります。最後に個人情報との関係ですが、結論を申し上げますと、日本の生成 AI 事業者の場合は、いわゆる委託扱いになりますので、個人情報を仮に入力したとしても

セーフです。

一方、O 社または G 社でも構いませんが、外国企業の場合は、個人情報保護法 28 条の手続が必要になります。28 条の手続は次のスライドに記載しておりますので、お手元でご確認ください。簡単に言うと、DPA (日本の個人情報保護法に基づいて管理する旨の契約) を締結しておけば、個人情報保護法違反の問題は生じないため、個人データを入力しても構いません。ただし、多くの会社では入力しないルール作りをしていると思いますし、私も実際に入力しないようにしております。以上で、法令に関する説明を終えます。

ありがとうございました。

萬: どうもありがとうございました。セッショントークとして、それぞれの方にお話しいただき、どのようなことに取り組みられているのかは把握できたのではないかと思います。ここから、本日のテーマに入ってまいります。

最初の各論では、「施策の導入時の課題と解決策で重視した判断項目」というテーマで議論に入ってまいります。最初は阿久津様から口火を切っていただければと思います。

阿久津: テーマは導入時の課題ですが、当社でも 2023 年に、生成 AI である ChatGPT 3.5 が出た頃から導入を始めました。まずは「ChatGPT を使わせてください」というところから始まり、IT 部門や法務部門とのせめぎ合いが発生しました。

この点は、今も各社で「なかなか導入できない」という声をよく伺いますので、一番大変だった部分だと思います。当社では、理詰めで乗り越えました。データがどこにどのように渡り、セキュリティがどうなっているのかを、OpenAI 社や Google 社の規約等を含めて調べました。その上で、法務部門や IT 部門に説明し、「反論があれば言ってください」と説得しました。ただ、IT 部門としては全社展開にはリスクがあるため、なかなか了承を得られませんでした。そこで、知財部長が責任を負う前提で、まずは知財部だけでも利用を認めてほしいとお願いし、了承を得ました。

島津製作所では、現在もそのような体制となっております。一定程度のリスクヘッジができていれば、部門長の判

断で実施してよいという方向に変わってきたと感じています。やはり、説明できるだけの材料を集めることが必要だと思います。

もう一つの課題は、部内、特に下位社員への浸透です。特にベテラン層にいかにか浸透させるかは、かなり困難でした。先ほど申し上げたとおり、操作感を良くすることに加えて、必ず一つの業務でもよいので、部長や課長に説明する業務を作り、その出力が生成 AI ベースでないと却下する、といった強制力を働かせる方法も、導入時の進め方として有効ではないかと思っています。

萬:ありがとうございます。羽矢崎様、社内ではどのように使われていますか。

羽矢崎:先ほど事業者利用と個人利用のお話がありましたが、スタートアップでは、体感として3割程度でしょうか。スタートアップのコミュニティで調べると、Google Workspace を使い、Google Drive を中心に運用している会社が3割程度あります。当社も同様です。その場合、Google Drive 上にフォルダを置いているのと同等の感覚で、Gemini や NotebookLM 等を使えるようになったことが、導入が進んだ最も大きな要因でした。

それまでは、特許データベースの商用データをダウンロードして解析する際、ある程度スタンドアローン PC のような環境で実施するのが基本でした。それが Gemini の利用によって、特に稟議等を要せずに進められたことは大きかったと思っています。

萬:ありがとうございます。

内田先生、今のお二方のお話を踏まえて伺います。内田先生は、法的な問題を指摘しつつも「生成 AI は使った方がよい」とお話しされていると思いますが、先生のお話をきっかけに生成 AI を使い始めた会社もあると伺っています。いかがでしょうか。

内田:はい、あります。

萬:先生としては、どのような印象をお持ちですか。

内田:まず、恐れないことです。便利なツールですので、

恐れずに使うことが大切だと思います。先ほどお二人がお話しされたとおり、Google も ChatGPT も、適切な手続を取れば適法に使えますので、そこを恐れずに使っていくことが重要です。一方、ルール作りのお手伝いをする立場として気になるのは、ルールが「ルールになっていない」点です。

例えば「第三者の著作物を入力しない」といったルールは正しいのですが、現場の方は、それが著作物に当たるかどうかを判断できない場合が多いと思います。社員が安心して生成 AI を使えるようにするには、「この使い方なら問題ありません」という範囲を、ルールを作る側が責任を持って検討し、提示することが大事だと考えています。

ただし、禁止事項を書くのではなく「OK です」と明記することには当然リスクも伴います。そのため、先ほどの阿久津様のお話にもありましたが、「私の責任で使います」という管理部門側の覚悟、いわば器の大きさが必要です。覚悟がないと、今度はシャドーIT の問題により、従業員が勝手に使い出してしまう。そのバランスの見極めが非常に重要だと考えています。

萬:ありがとうございました。阿久津様のお話でいつも感心するのは、「私が責任を持ちます」とおっしゃる点です。そうした発言ができる知財部長の方は多くないと思いますが、阿久津様は、さまざまな会社の方々とお話しされる中で、どのような印象をお持ちでしょうか。

阿久津:私も、根拠なく OK したわけではありません。普段使っているデータについて、OpenAI 社の規約等を踏まえて漏えいしないことが分かったからこそ、そのように申し上げます。ただ、そこまでリスクを計算することは、実務をあまりされていない部長の方や、経営判断が中心の部長の方にとっては難しい面もあると思います。そのため、委員会や、今回の生成 AI の活用推進協議会のような場で、公的にレギュレーションを示してあげると、そうした部長の方も OK しやすくなるのではないかと考えています。

萬:羽矢崎様、何かコメントはありますか。

羽矢崎:ここは、スタートアップ側の当社というより、スタートアップのコミュニティでもよく聞く言葉ですが、ス

スピードが重要です。他社が生成 AI を使って競争に勝てるかどうかを考えると、「使わないことがリスクである」と捉えています。

すでにグローバルで先行しているプレーヤーがいる中で、本気で事業を作り、技術を作ろうとしたとき、それで勝てるのかという観点になります。確かに一定のリスクバランスはありますが、スタートアップとしての判断であれば、踏み込むべきだという結論を取ることもあって考えています。

萬：生成 AI を導入する際の課題や解決策、重視した判断項目などについて、ヒアリングした結果を生成 AI に入力すると、きれいなプレゼン資料にまとめてくれるところまで来ています。詳細は後ほどじっくりご覧いただければと思いますが、多くの会社で、同様の課題が経験されていると考えています。

その中で先進的な取り組みをされているのは、先ほど阿久津様からお話があったとおり、最後はスピード感を持って使い切ること、問題がないという確信を持った上で使い切ることが重要であり、そのためには人間の判断が必要だという点です。

また、いろいろ使えるようになったとしても、効率化だけでは不十分で、知財がどこへ向かうのかを考える必要があります。事業に貢献し、経営に貢献し、本日のテーマである「稼ぐ」ことに貢献するために、自社のどこに課題があり、どこに力を入れればつながるのかをしっかりと考えることが重要だと考えています。この点について、阿久津様、コメントをいただけますでしょうか。

阿久津：「稼ぐ力につなげる」という観点では、これまでの知財部は、提案された発明を権利化し、そのサイクルを回す部署が多かったと思います。最近では、IP ランドスケープや情報処理を通じて、いかに顧客に踏み込むか、事業ポートフォリオをどう組み替えるかといった議論まで進んできていると感じています。

その際、市場情報の調査 (IP ランドスケープ) と権利化の業務が、きちんとリンクして進む必要がありますが、これは作業として相当重いものです。ここを生成 AI で加速できる点が理解されるところだと思います。これを推進することで、日本企業の企業力・競争力は大きく上がると考

えており、この融合が今後重要になるのではないかと個人的に思っています。

萬：ありがとうございます。羽矢崎様、スタートアップでは経営との距離が近い分、より踏み込んだ使い方をされているのではないかと思います。

羽矢崎：先週、Claude Code 等でエージェント機能が使えるようになり、まさに阿久津様がおっしゃるような、ランドスケープと権利化を回すことをより速くできるようになってきています。

これを速くするために、経営者側、発明提案側、先行調査側といった役割 (ロール) を与え、それぞれを回していくことが可能です。私は日曜日に自分で開発し、ローカル PC 上で 9 万件のデータからアイデアを創出したうえで、知財空間上で取れる見込みが高いクレームを作ることが可能になりました。こうしたことが、今では週 1 回程度できる時代になっています。

萬：ありがとうございます。午前中に羽矢崎様からそのお話を伺い、私も先週リリースされた Claude 4.6 のコード機能が非常に高性能で、ベンチマークでも上位であることを見て、個人のパソコンでも活用できるのではないかと感じました。ウェブにアップする必要がないのではないかと思い始めたところ、羽矢崎様はすでに実施されていました。パソコンを新調され、その中で運用されていると伺い、世の中がそちらの方向に向かっていくと感じました。そこで、内田先生にお伺いしたいのですが、こうした状況において、新たに検討しなければならない法的な課題は生じるのでしょうか。

内田：今のお話のような使い方であれば、基本的にローカルで回っているため、問題ないと思います。

萬：一般に指摘されている問題も、ローカル PC で実行できるようになると、かなり解消されるのではないかと思います。このスピードで生成 AI の性能が高まると、ローカルで実行でき、自分のパソコンで LLM がさまざまなことを実行してくれるようになり、多くの問題が解決するのではないかと期待しています。先週から、その感覚が強くな

りました。続いて次のテーマに移ります。次は人材についてです。生成 AI に質問し、Gemini 等を使うと、こうした内容が一度で出てくる時代になったと感じます。一般的に、知財人材が担うスキルは変わっていくと言われており、これまでの願・権利化部隊も変わる必要があると言われていいます。この点について、羽矢崎様、口火を切っていただけますか。

羽矢崎: 近年のノーベル賞では産業革命を研究するテーマも多く、このアナロジーで語れると思っています。

知財業務は手工業的だったと思います。熟練職人の作業が産業革命でどうなったかという、機械工業化しました。

職人技は消えませんでした。大量生産における設計者やライン管理、責任を持つ役割は重要でした。同じアナロジーで知財業界のこれからを考えると、設計する力、工程管理を行う力、そして責任を取る力は、AI には置き換えにくいと見ています。これを見据えた育成が必要です。

また、先ほど申し上げたとおり、ロールを分けてチームを分け、権利化担当、渉外担当、企画担当といった形で並列で走らせることができるようになってきました。コンテキストの理解も可能になりつつあり、さらにそれがローカル PC で動き始めています。この進化は止まっていないので、来年の今頃には、現在 Claude ベースでできる内容が PC に入っても全くおかしくないと思います。その時代に何をするかという、冒頭に戻りますが、AI が答えられない領域、すなわち事業仮説や技術仮説を解き続けることです。「分かるなら教えてほしい」と感じるような領域ですが、それでも分からない領域を解き続けることは引き続き難しいままです。

同じ先行調査やランドスケープを行っていても、「どこなら事業で勝てるのか」「どの知財でどうするのか」を考える量が増える時代になります。例えば、特許ポートフォリオの解析も、4 万件規模で実行できるようになってきています。数年後にはさらに進むでしょう。したがって、組織のオペレーティングシステムを変え、設計により、知財設計の責任を取れる人へシフトし、その人材を育成することが重要だと考えています。

萬: 阿久津様、今のお話を聞かれていかがでしょうか。

阿久津: 知財設計について、AI にできることを追求していくと、人ができないと思っていたことも、AI ができるようになっていきますが、最後に残るのはここだという点が非常に興味深いところです。

当社でも、生成 AI で特許性を判断する取り組みを行った際に、生成 AI を超える部分として、いわゆる「ぴりっとしたクレームを書く」といったスキルが必要だと感じました。そうしたことができる人は限られており、これが将来 AI でできるようになるかという、しばらくは難しいのではないかと考えています。なぜなら、生成 AI は学習データがあるから性能が上がりますが、企業内のごく一部の人の頭の中にしかないようなスキルは、学習の対象になりにくいと考えるからです。そこが最後に残る部分であり、そのスキルを使って、いかに経営に資する知財を設計していくかが重要になります。その職能をどう高めるのが、今後の課題だと私も考えています。

萬: 内田先生、コメントはありますか。

内田: 専門家の目線で申し上げますと、まず、AI の普及は止まらず、今後さらに進み、精度も上がるのは間違いないと思います。その中で必要とされる人材になるためには、AI を超える部分を作っていく必要があります。例えば AI が出したクレームについて、専門家として一段上の付加価値を出すことが求められると考えます。また、実際に使っていると、想定と違う出力が出る、つまり間違えることがあります。しかし、人間は AI を信じてしまいがちです。そこで、きちんと確認する、あるいは短時間で確認し、誤りを素早く見つける能力を磨く必要があると思います。

もう一点は、社内で導入しても、なかなか普及しないという現状です。プロンプトを書く能力が属人化しがちで、使える人は使える一方、使えない人は全然使えないという状況が起きます。翻訳程度にしか使っていないといった話にもなりがちです。そのため、会社の中で自社業務に特化したプロンプトを作成できる人材を育てること、また、その人が作ったプロンプトを蓄積していく業務フローを設計することが必要だと思います。

私がセミナーでお話ししている方法として、職務発明のような形で、優秀なプロンプトを作った方を表彰する制度

があってもよいのではないかと考えています。例えば年2回、一番優秀な人に30万円、2番目に20万円、3位に10万円といった形で表彰する方法です。同じ人が毎回1位になるのを避けるため、殿堂入りのような仕組みを設けるのもよいと思います。良いプロンプトを作れば会社のためになりますし、金銭的に評価することで人材育成にもつながると考えています。以上です。

萬：プロンプトが重要だという点は理解していますが、私は少し違ったイメージを持っています。私は自分自身でプロンプトを作ることが、ほとんどなくなりました。初期の生成AIでは、細かくプロンプトを作らないと言うことを聞いてくれませんでした。賢くなった生成AIは、こちらの意図を伝えると、生成AI自身がプロンプトを作ってくれます。そのプロンプトに対して「ここをもう少し深める」「これは不要」といった形で調整した方が、良い結果が出ると感じています。

内田：その点は否定しませんが、例えば弁護士業務では判例分析をさせることがあります。ただ、一般的なプロンプトでは、当事者の主張と裁判所の判断の区別が十分にできていないことがあります。私のプロンプトでは、「裁判所の判断は『当裁判所の判断』以下に書いてください」「規範や定義的な部分は原文から引用してください」といった形で、業務に特化した指示を入れています。このように、自社業務に特化したプロンプトを作ろうとすると、その会社の人しかできない部分があるのではないかと考えています。もちろん、その特化型の作成をAIに支援させることも可能ですが、個々人の能力や考えが必要になるケースもあると思います。

阿久津：AIがプロンプトを書けるということは、業務をAIが理解しているということでもあり、将来的にはプロンプトを残さなくてもできるようになるかもしれません。しかし、現時点では、プロンプトを書かないとできない業務が残っています。また、指示が曖昧だと、実行のたびに出力が変わる（揺らぐ）ことがあります。定着業務にするためのプロンプトは、揺らぎを減らす意味でも、まだ必要だと考えています。

萬：羽矢崎様、いかがでしょうか。

羽矢崎：私は最近、プロンプトエンジニアリングを超えてきたと感じています。ソフトウェアの世界ではAI駆動開発(AIDD)が起きており、先ほど申し上げたように、ソフトウェア開発チームをロールで分けて開発することができるようになってきました。

知財でいうと、発明は権利化できるのかという根幹に対して、先行調査側(権利化できない理由を指摘する側)と、権利化側(権利化したい側)といった別のロールを与えて戦わせると、プロンプトを細かく作るとは別の軸で進化することを目の当たりにしています。もともとは36条相当の知識をAIに渡して明細書を書かせるような使い方もしていましたが、クレームを磨く際に、侵害者・被侵害者の立場で言い逃れをする側と、先行調査を超えて権利化する側をAIに担わせて戦わせると、優れたものになっていく時代になってきたと感じています。業務設計のポイントは大事ですが、ゴール設定とロール設計を適切に与えることで、別次元で進化し得る時代の入り口にいると考えています。

萬：プロンプトが重要である点は共通しています。一方で、生成AIが知らないであろう領域を攻めるときはプロンプトが重要で、生成AIが理解している領域ではそれほど重要ではないという整理もできます。また、プロンプト自身を戦わせることで、生成AI自身が成長していくという見方もあります。先週出たとされる「GPT 5.3 コード」は、生成AI自身が生成AIを作ったという話もあり、人間を介さずに生成AIが賢くなっていくプロセスに入り始めたのが2026年だと捉えています。今後どうなっていくのかを注視し、どう対応するかを考えていく必要があると思います。

阿久津様、追加のコメントをお願いいたします。

阿久津：生成AIが出る前のディープラーニングの時代も、大量のデータを入れて学習する取り組みが続きました。その後、敵対的アルゴリズムのように、2つのモデルを戦わせて最適なモデルを作る考え方も出てきました。ただ、敵対させる場合でも、何をもって「勝ち」とするのかという価値基準が必要です。例えば「技術的範囲に属する」とは

何かという基準を、生成 AI のプロンプト等で定義できないと、本来は敵対的な最適化もできません。その意味で、ルール決めやプロンプトエンジニアリングの余地がまだ残っているのではないかと思います。

萬：内田先生、コメントはありますか。

内田：この点については特にありませんが、プロンプトを書ける・書けないという議論は、業界の中でも一定程度使いこなしている人の話になりがちだと思います。会社導入の観点では、いきなり「プロンプトを書かない」方向へ行くのではなく、まずはベースとなるところから入っていくのがよいのではないかと思います。

萬：プロンプトを書いたことがないという方には、Gemini のディープリサーチの活用をお勧めします。ディープリサーチで「これを知りたい」と入力すると、10~20 行程度のプロンプトが提示されます。「これをやりたい」と入力すると、精密なプロンプトが出てきます。それを修正・追加・削除することで、プロンプトエンジニアリングのテクニックを学ぶのも一つの手段だと考えています。私は Gemini で作ったものを GPT に入れたり、Claude に入れたりもしています。初期の頃はプロンプトが重要であること、また対話が重要であることは変わりません。一回で正解が出るのではなく、何度もやり取りする中で生成 AI が答えを変えてくることもあります。その点も踏まえ、次のテーマに移ります。

次のテーマは「生成 AI に期待すること、限界と感ずること」です。生成 AI には期待がある一方で課題もあります。また、生成 AI がレベル 3 の段階から、レベル 4 (新しい発明を生み出す AI) に入ってきたかどうかという議論もあります。開発側では、昨年、ソフトバンクの孫会長がトランプ大統領と握手し、多大な投資をする旨を述べた件は、レベル 6~8 の研究を進める動きとして語られています。レベル 5 まで行くと人間を超えと言われ、さらに人間の千倍賢い AI を作るという研究も始まっているとされています。こうした状況を踏まえ、「生成 AI に期待すること、限界と感ずること」というテーマで、内田先生から口火を切っていただけますか。

内田：まず、ターミネーターのような世界にならないことを願うばかりですが、冗談はさておき、期待することとしては、精度向上です。ライブ等を使えば一定の精度は出ると思いますが、いわゆるインターネット上の情報を調査する用途では、まだ精度が高くないと感ずることがあります。そもそもインターネット上の情報が誤っていることがあり、それを元に学習しているため、誤った回答が出てくることもあるからです。ファクトチェック機能もありますが、デフォルトでより強固に組み込まれた形の調査型 AI が発展すると、助かると思います。もっとも、例えば公的情報に限定して調査させるなど、プロンプトを工夫すれば、現時点でも一定程度は対応できると考えています。

限界については、まず日本法の限界があると考えています。日本の著作権法にはフェアユース規定がないため、新しいビジネスやシステムが出てきたときに、すぐに対応できる仕組みになっていない面があります。そのため、法令遵守やコンプライアンスを意識すると、新しいサービスを使いにくいという話になりがちです。フェアユース規定の導入までは難しいとしても、適切に新しいサービスを使うよう、早期の法改正等が進むことを望みます。

次に、非専門家が AI を使う場合の限界です。ここでいう非専門家は、弁護士・弁理士といった職業の違いではなく、知財部とそれ以外といった区分でも構いません。AI が進展すると、「AI が言っているから正しいだろう」と安易に思いがちですが、専門家が見ると誤りであるということが起こり得ます。例えば、事業部が AI で作成したクレームについて、知財部としては不十分だと思っても、「AI が作っているのだから良い」と考えてそのまま出願してしまう、といった事態も想定されます。そのため、内部で専門家の目を通すべきものと、通す必要がないものの線引きが課題になりますし、今後さらに顕在化してくるのではないかと思います。

最後に、ユーザーの能力差の限界です。社内導入している会社は多いものの、なかなか使いこなせていない例もあります。結局、プログラマーが使っているだけ、調査に少し使っているだけといった状況になりがちです。これは、パソコンの機能を 100%活用している人がほとんどいないのと同様で、良いツールがあっても能力次第で十分に発揮できません。したがって、その会社の業務に応じた生成 AI のシステム化、例えばプロンプトを自分で打たなくて

も一定の成果が出る仕組みを整備していく必要があると考えています。以上です。

萬：阿久津様、お願いいたします。

阿久津：期待という観点では、知財に限らず、会社の業務は、何らかの情報をインプットし、人間が考えてアウトプットするという繰り返しで成り立っていると思います。その多くは AI でできるようになっていくのではないかと考えています。さらに、社内にはかない一般的な情報や、製造業における仕事のプロセスのようなものも生成 AI に組み込まれていくと、ほとんどの業務は生成 AI ベースで実行できるようになるのではないかと思います。

ただ、それが私たちにとって本当に幸せなのかは分かりません。従業員の負担が少なくて済む方向に向かうのは間違いないと思いますし、そうすると二極化が進むと考えています。オペレーション中心の業務が減り、高度な判断をする業務、意思決定業務がより重要になる構図になり得ます。そのとき、人員の再配置をどうするのかという問題があり、そこは危惧しているところです。産業革命の話に戻りますが、最終的には、人々が仕事を通じて所得を得て幸福を求める社会である以上、何らかの規制が入り、一定のところで止まるのではないかと考えています。言い換えると、限界は人が作るのではないかと考えています。曖昧な回答ですが、以上です。

萬：羽矢崎様、お願いいたします。

羽矢崎：私は「いいツール、いい道具」という点でお話します。私は 2002 年頃、NTT ドコモに在籍していましたが、当時を振り返ると、Windows のシェアウェア等を使っていました。先輩が公報を読んだものをデータベース化するために、データをダウンロードし、独自データベースや付箋のような仕組みを作っていたことが印象に残っています。

申し上げたいのは、プロは良い道具を選んでいくということです。そして今は、道具を自ら作り出せるようになってきました。これが生成 AI に期待するところであり、知財人材にとっても良いことだと思います。例えば、商用データベースから 5 万件程度のクレームや出願データをダ

ウンロードし、NotebookLM で解析することが可能です。

具体的には、Python コードを Google Colab で動かし、NotebookLM で解析しやすい形式に整形します。CSV をそのまま入れても解析しにくいことがあるため、出願番号や請求項などのカラムを整理した形にします。

いわゆる「バンプコーディング」のように、商用データを解析したいと Gemini 等に相談すると、Python でコードを書いてくれます。Google Colab で動かしたいと伝えると、それに合わせて書いてくれます。ローカルにある商用データベースからダウンロードしたデータをアップロードし、設定方法も含めて数分でできてしまいます。道具作りもやるべきであり、ここに生成 AI を活用できると考えています。

道具作りをうまく進めると、日々ランドスケープを行えるようになります。例えば、どこがどこを買収したのか、何千件、何万件の特許を持つ会社がどのようなポートフォリオを持つのかといった点を、15 分程度で解析でき、社内でも気になっていることに対して 30 分以内に答えられるようになります。現時点では NotebookLM 等を使いますが、このように使い倒すことで次の世界が見えるはずで、生成 AI という道具が進化する中で、それを道具として使いこなせるようになることに期待しています。

萬：ありがとうございます。私自身、70 過ぎてから生成 AI を使い始めました。以前の人工知能は、会話するために特別な言葉が分からないと使えず、結局はプログラムを作る必要がありました。しかし、プログラムを作れない人間でも、生成 AI では会話ができるようになりました。人工知能と人間の言葉で話せるようになったことが、生成 AI の最も優れた点だと思います。

それが技術を理解する方向へ進み、大学入試の 15 科目中 9 科目で満点を取る、東大の理 1 から理 3 まで全て合格する、といった水準まで来たと言われていました。そうした賢い AI と人間の言葉で会話できるようになり、今後は、さまざまなテクニックを使わなくてもできる時代が来るのではないかと思います。

難しいところは先進的な方々が取り組まれています、それをトレースしていくことで、普段の業務でも知財業務でも進められるようになると思います。阿久津様は今日は時間の都合で詳しくお話しされませんでした、島津製作

所様での取り組みを紹介する 1 時間程度の無料動画が YouTube で公開されており、1 万回以上再生されていると伺っています。ぜひご覧いただき、参考にしていただければと思います。阿久津様、何かコメントはありますか。

阿久津: ここにいるメンバーは、当然のように話していますが、やはり一定のハードルはあると思います。生成 AI を 2~3 年追いつけてきたからこそ、「日本語で入れればやってくれる」という感覚がありますが、現時点では、少し言葉を投げかけてみて、どのような返答が来るのか、どのような制約があるのかを理解しないと、思った答えが出ないこともあると思います。

もう少し先になると、本当に対話できるような感じになるのではないかと思います。現時点ではまだ限界もあるため、私の動画をご覧いただいたからといって、すぐに同じことができる状態でもないと思います。あまり期待しすぎず、少しずつ取り組んでいただければと思います。

萬: 最後に、このテーマに関しては「生成 AI に期待すること、限界と感ずること」として整理しました。続いて、生成 AI をこれから使おうとしている方、使ってはいるものの難しさを感じている方に向けて、コメントや激励を一言ずついただければと思います。羽矢崎様から順にお願いいたします。

羽矢崎: 私は冒頭で申し上げたとおり、丸島ゼミ、丸島イズムの考え方で取り組んでおります。本質はずっと変わらないと考えています。事業、研究開発、知財を三位一体で進めると言うのは言うのは簡単ですが、結局はそれを解き続けているだけだと、今も本当に思っています。

現代のスタートアップが対峙しているのは、不確実性の中で事業を前進させることです。事業の仮説として、新しい市場を創出できるはずだという前提を置いたときに、それを実現できるのか、知財として突破できるのかがクリティカルになります。

こうした勝負をする際に、生成 AI は事業を前進させ、事業を創出するために活用できます。ここに使うことで価値が上がるはずですので、未来は明るいと考えています。以上です。

阿久津: まずは、皆様に使っていただくことが大事で、その際に完璧を求めないことが重要だと思います。結局、これまでも人が判断していたものが完璧だったわけではありません。AI が登場した途端に、AI の出力に対して「ハルシネーションが出る」と言われがちですが、もともと完璧ではありませんでした。少しでも時間が短くなる、少しでも業務が標準化されるのであれば、まず試してみることが導入加速につながると思います。まずは着手していただければと思います。ありがとうございました。

内田: 弁護士の立場からすると、リスクの話は各社の弁護士からも説明があると思いますが、使わないこともリスクだと思います。生産性向上は今後ますます必要ですし、例えば羽矢崎様がお話しされたような調査を人手で行えば、費用だけでも非常に大きく、何十時間もかかります。それが数分で終わるとすれば、その時点で競争優位性が失われることにもなり得ます。もちろんリスクがゼロというわけではありませんが、ビジネスでリスクゼロはあり得ません。したがって、リスクを小さくしながらうまく使うことが重要であり、一定のリスクを負った上で使っていくことが、会社にとっては重要だと考えています。以上です。

萬: ありがとうございました。パネリストの方へ質問がある方は、手を挙げていただければ、質疑の場としたいと思います。質問されたい方はいらっしゃいますか。

質問者: ありがとうございました。本日のお話では、生成 AI によって既存業務の効率化が進み、より高いレベルで、例えば事業戦略と権利化の結び付けといったことが可能になるというお話があったと思います。一方で、世の中では「AI で消える仕事よりも、生まれる仕事の方が多いのではないかと」も言われています。5 年後、10 年後には、私たちが聞いたことのないような職種名が生まれるかもしれないと思います。

本日は知財スキルや経験のある方が多いと思いますが、知財部として新しい価値を出すことに加えて、知財部でなくても、新しい部署名や、聞いたことのない職種が生まれるとしたら、どのようなものがありそうか、もし柔軟なアイデアであれば勉強させていただきたいと思いました。以上です。

萬：いかがでしょうか。羽矢崎様、答えられそうでしょうか。

羽矢崎：小さな組織では、そもそも「何々部」が存在しないこともあります。私も現在は技術部におりますので、もはや「何部」という区分ではないのだろうと感じています。新規事業開発部でもよいのかもしれませんが、経営者や技

術リーダーが知財を扱える、あるいは知財の人が事業リーダーや技術リーダーになる、といった形で溶けていくのが自然ではないかと個人的には思っています。

萬：皆様、どうもありがとうございました。

「グローバル知財戦略フォーラム2026」

パネルディスカッション1

知財業務におけるAI活用の最新動向

モデレーター：萬 秀憲（よろず知財戦略コンサルティング 代表）

パネリスト：羽矢崎 聡 氏（エイターリンク株式会社 技術部 知財戦略リーダー）

阿久津 好二 氏（株式会社島津製作所 知的財産部 部長）

内田 誠 氏（iCraft法律事務所 弁護士・弁理士）

1

① モデレータ、各パネリストによるセッショントーク 【30分程度】

- ・ 自己紹介
- ・ 現在の生成AI技術水準について簡単に紹介(萬)
- ・ 自社の知財業務への利活用状況の紹介や
生成AIの導入決定から現在における業務の変化(阿久津氏、羽矢崎氏)
- ・ 生成AIの活用により起こりうる法的な課題や過去に受けた相談事例(内田氏)

② 各論 【45分程度】

- ・ 生成AIの導入時の課題(解決策)/重視した判断項目
- ・ 知財業務に生成AIを活用するうえで必要なスキルと人材育成
- ・ 生成AIに期待すること、限界と感ずること

③ クロージングトーク 【5分程度】

2

自己紹介 (萬 秀憲 : よろず ひでのり)

1976年～花王(株)入社 商品開発研究 (入浴剤バブ等開発)、栃木研究所室長など。

1999年～大王製紙(株)入社 家庭紙開発部長、執行役員知的財産部長など。

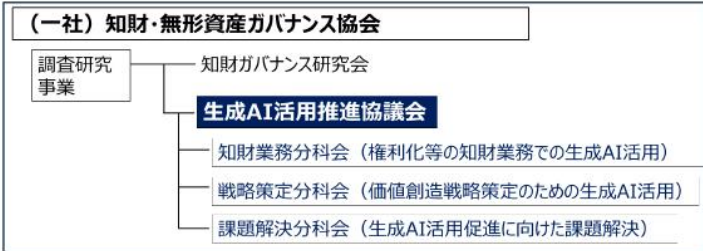
2020年～よろず知財戦略コンサルティング代表 知財コンサルティング活動

2021年～知財ガバナンス研究会 (現: 知財・無形資産ガバナンス協会)

コーポレートガバナンス報告書における知財投資の開示内容調査、知財・無形資産投資活用戦略の進め方、投資家への情報開示の在り方

2021年～知財AI活用研究会 (現: 知財DXラボ) **機械学習**を利用したSDI調査の検討⇒**機械学習+生成AI活用**⇒**意思決定に資するSDI**

2025年12月～知財・無形資産ガバナンス協会
生成AI活用推進協議会 共同代表



STEP 1: 従来手法

IPC/FI + 全文で、漏れを防ぐ広めの検索式で母集団を作成。
機械学習を利用、タイトル・要約・請求項で社内分類を付与。

課題: 特定分類(402, 506)の精度が低い(約70%)。
原因: タイトル・要約・請求項だけでは特徴がつかみにくい

↓

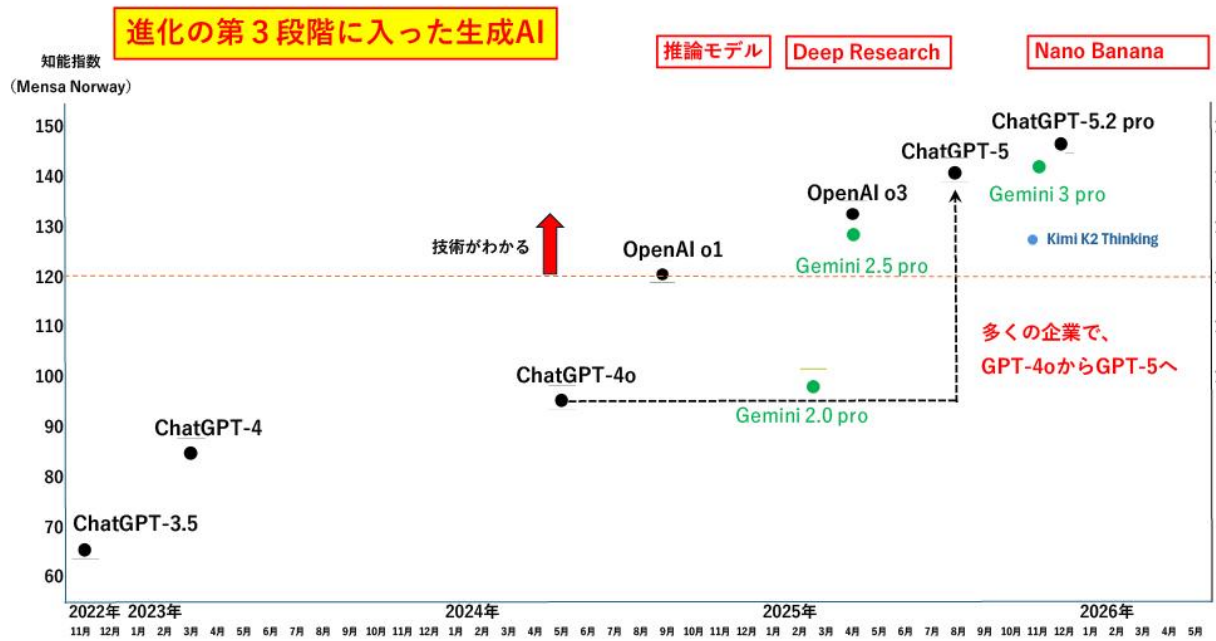
STEP 2: 生成AI活用 91%

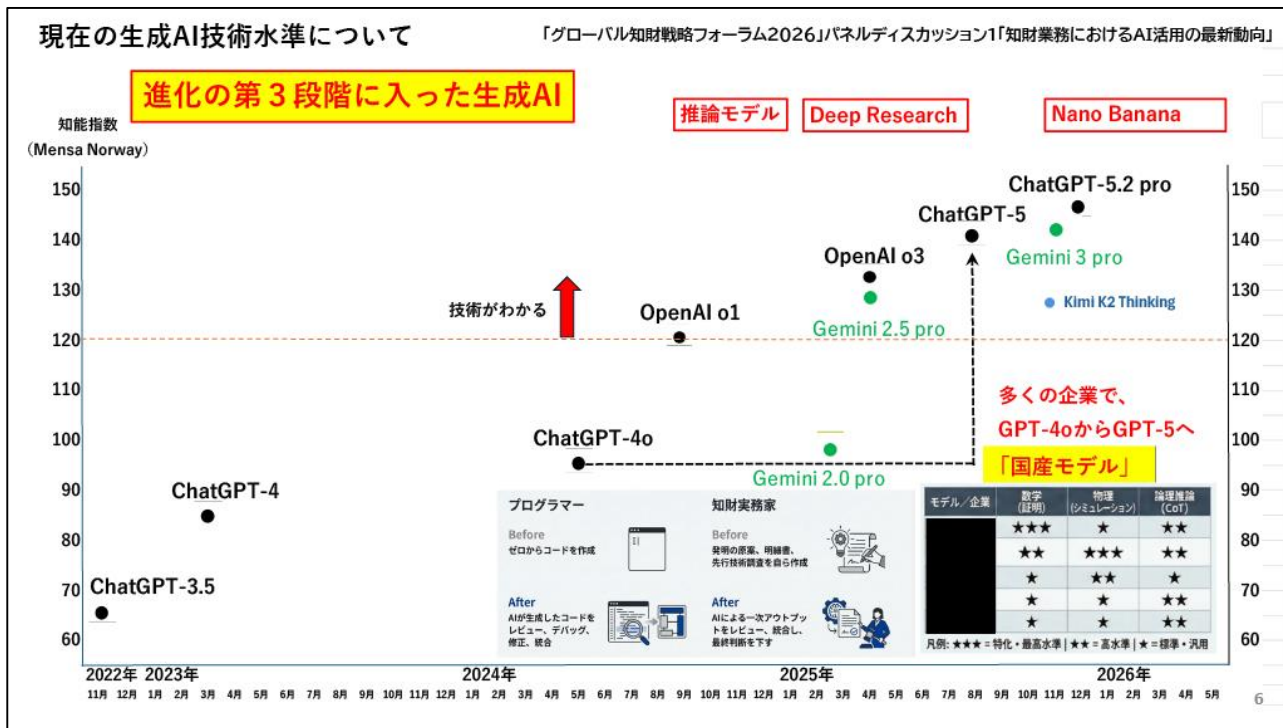
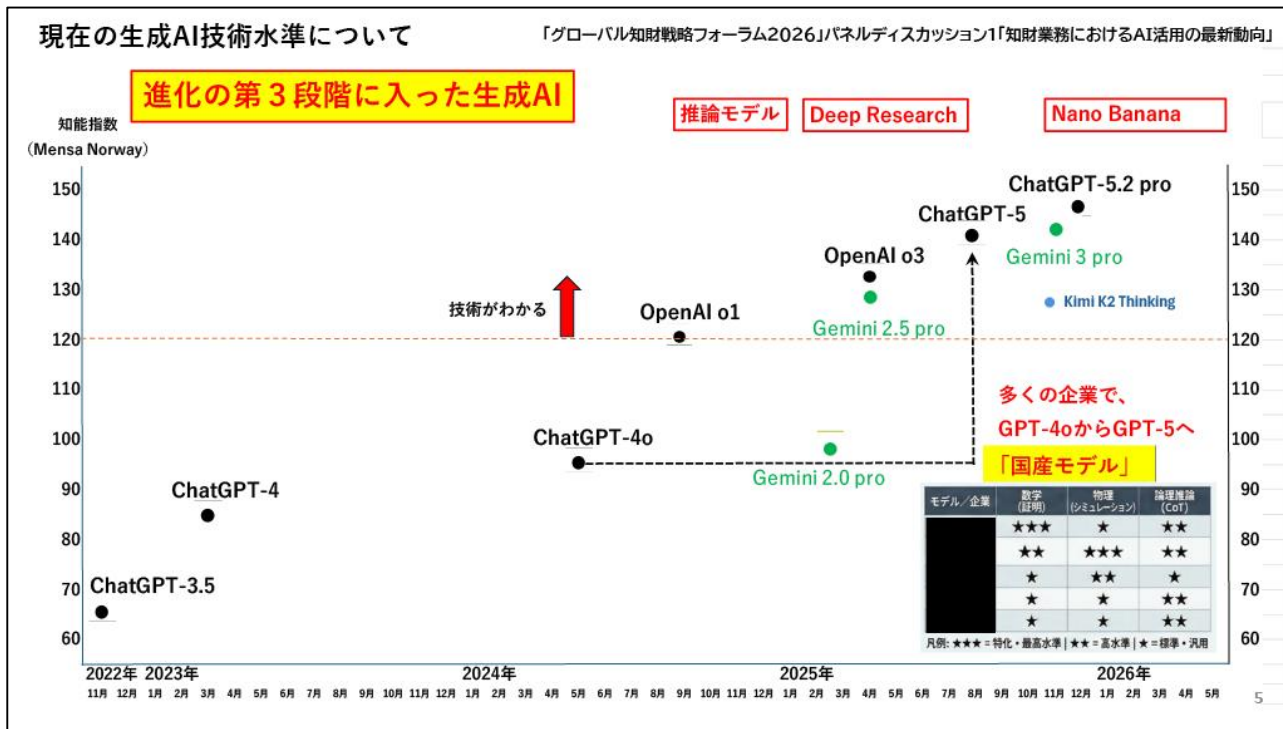
明細書全文 × 構造化抄録

特徴が表れている明細書情報を加味するため、生成AIを活用。

打ち手: 明細書の特徴を生成AIに要約させた「構造化抄録」を判定の特徴量として追加採用。

現在の生成AI技術水準について





レベル
4

Gemini 3 Deep Think 2025年12月 4日 GPT-5.2, GPT-5.2 Pro 2025年12月11日

AI発明王はどっち？ Gemini vs. ChatGPT-5

Gemini 3 Deep Think: 「0→1」を生み出す発見者

ChatGPT-5.2 Pro: 「1→100」を築く構築者

科学的・物理的な大発見が得意
新素材、新薬、エネルギー技術など、物理世界の発見で優位に立つ。

並列推論による「セレンディビティ」
複数の仮説を同時に検証し、論理だけでは到達できない偶然の発見を促す。

マルチモーダルな発想力
テキスト、映像、3Dデータを融合して思考し、言語化しにくいアイデアを創出する。

論理的・デジタルな発明が得意
ソフトウェアや機能な経済アルゴリズムなど、構造的な発明で優位に立つ。

論理的深度による安定した思考
長期間の思考でも矛盾せず、一つの課題で信頼性の高い解を導き出す。

アイデアを実装するエンジニアリング力
発明した概念を、実際に動作するコードやシステムとして具現化する能力が基礎。

結論：最強のワークフロー

① Geminiで着想と探索 (Discovery) → ② ChatGPTで理論化・実装 (Engineering)

世にないアイデアの種や、自然科学の真実を見つけ出す。 → 見つけたアイデアを形にし、社会実装可能なシステムとして構築する。

生成AIの知財実務への応用

用途別・更新版評価表

2025年8月

2024年3月

		2024年3月			2025年8月				
		生成AIをそのまま利用	社内外データとの連携	外部ベンダーサービス利用	生成AIをそのまま利用	社内外データとの連携	外部ベンダーサービス利用		
特許調査	検索式作成への活用	△	△	△	特許調査	検索式作成支援	○	○	○
	SDI支援 (AI自動分類)	×	○	○		SDI支援 (AI自動分類)	△	○	○
	分類作成支援	×	△	○		分類作成支援	△	○	○
	技術動向調査支援	△	○	○		技術動向調査支援	△	○	○
出願・権利化	特許の読み込み支援	△	○	○	特許の読み込み支援	○	○	○	
	発明発掘支援	○	○	○	発明発掘支援	○	○	○	
	発明提案書作成支援	○	○	○	特許提案書作成支援	○	○	○	
	特許明細書作成支援	△	△	△	特許明細書作成支援	△	○	○	
	拒絶理由通知の分析支援	○	○	○	拒絶理由通知の分析支援	○	○	○	
	拒絶理由通知の対応作成支援	△	△	△	拒絶理由通知の対応作成支援	△	○	○	
知財戦略	発明評価支援	△	△	△	発明評価支援	△	○	○	
	権利活用支援	×	△	△	権利活用支援	△	○	○	
	IPランドスケープ支援	×	△	△	IPランドスケープ支援	△	○	○	
知財教育支援	知財戦略立案支援	×	△	△	知財戦略立案支援	△	○	○	
	知財教育支援	○	○	○	知財教育支援	○	○	○	
	外国出願 (翻訳) 支援	△	△	△	外国出願 (翻訳) 支援	○	○	○	
	意匠	△	△	△	意匠	△	○	○	
	商標	△	△	△	商標	○	○	○	
知財契約書作成支援	△	△	○	知財契約書作成支援	△	○	○		

○=実務投入可 (レビュー前提) / △=限定利用・PoC向け / ×=非推奨

- ① モデレータ、各パネリストによるセッショントーク 【30分程度】
- ・ 自己紹介
 - ・ 現在の生成AI技術水準について簡単に紹介(萬)
 - ・ **自社の知財業務への利活用状況の紹介や生成AIの導入決定から現在における業務の変化(阿久津氏、羽矢崎氏)**
 - ・ **生成AIの活用により起こりうる法的な課題や過去に受けた相談事例(内田氏)**
- ② 各論 【45分程度】
- ・ 生成AIの導入時の課題(解決策)/重視した判断項目
 - ・ 知財業務に生成AIを活用するうえで必要なスキルと人材育成
 - ・ 生成AIに期待すること、限界と感ずること
- ③ クロージングトーク 【5分程度】

- ① モデレータ、各パネリストによるセッショントーク 【30分程度】
- ・ 自己紹介
 - ・ 現在の生成AI技術水準について簡単に紹介(萬)
 - ・ 自社の知財業務への利活用状況の紹介や生成AIの導入決定から現在における業務の変化(阿久津氏、羽矢崎氏)
 - ・ 生成AIの活用により起こりうる法的な課題や過去に受けた相談事例(内田氏)
- ② 各論 【45分程度】
- ・ **生成AIの導入時の課題(解決策)/重視した判断項目**
 - ・ **知財業務に生成AIを活用するうえで必要なスキルと人材育成**
 - ・ **生成AIに期待すること、限界と感ずること**
- ③ クロージングトーク 【5分程度】

②-A 生成AIの導入時の課題(解決策)/重視した判断項目

知財業務への生成AI導入率は約26%と他分野に比べて遅れています。これは「情報の機密性」と「法的正確性」に関するリスク懸念が極めて高いためですが、適切な対策を講じれば年間数千時間の工数削減が可能です。

知財業務におけるAI導入の「壁」

未公開の発明情報が漏洩し、特許取得が不可能になるリスク
AIの学習データに利用され「新規性」を失う恐れがあります。

AIが架空の特許番号や判例を生成する「ハルシネーション」
法的に虚構な用語の使用は、権利範囲に影響を与えかねません。

生成物が他社の著作権や特許権を意図せず侵害するリスク
AIは法的に「発明者」とは認められず、権利の帰属が問題になります。

AI導入成功への「突破口」

【技術対策】入力データが学習に使われないセキュアなAI環境を構築
RAG (検索拡張生成) 技術で、信頼できる情報源に基づいた回答を生成させます。

【運用対策】「人間による監督」を徹底し、専門家が最終責任を負う
入力禁止情報などを定めた明確な社内ガイドラインを策定します。

【人材育成】AIを使いこなし、出力を批判的に検証するスキルを養う
AIの特性を理解し、適切な指示を出す研修を実施します。

ツール選定で重視すべき判断基準

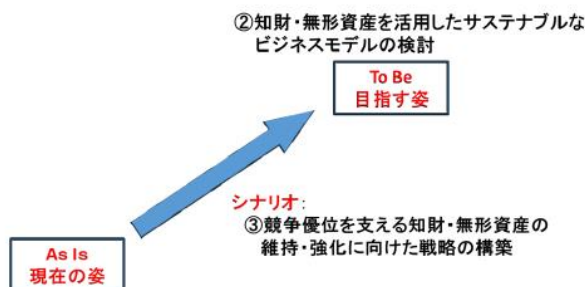
導入成功の鍵は「低リスク業務からのスモールスタート」
公開情報の要約や翻訳などから始めることが推奨されます。

判断項目	具体的なチェックポイント	重要度
セキュリティと機密性	入力データがAIの学習に利用されない設定 (オプトアウト) は可能か	最優先
業務適合性と精度	特許特有の用語や文脈を理解しているか、引用元は明示されるか	高
ROI (投資対効果)	具体的な削減工数とコストのバランスはとれているか	高

②-A 生成AIの導入時の課題(解決策)/重視した判断項目

知財戦略とは？

知的財産によって競争力を確保し、会社を伸ばすための戦略



① 自社の現状のビジネスモデルと強みとなる知財・無形資産の把握・分析

知財活動の5段階



出典：一柳良雄 他、「役員室にエジソンがいたらー知的財産で勝つ経営戦略」かんき出版

②-B 知財業務に生成AIを活用するうえで必要なスキルと人材育成

生成AIは、特許調査や書類作成などの定型業務を自動化し、知財業務を「労働集約型」から「知識集約・戦略型」へと変革しています。これにより、専門家にはAIを使いこなし、経営に貢献する新たなスキルと役割が求められています。

AI時代に必須の「3層スキルセット」

第3層：戦略・分析スキル (Advanced)

AIが生んだ時間を活用し、データ分析から経営戦略を提言する高度な能力。

第2層：実務オペレーションスキル (Practical)

高度なプロンプト技術でAIを使いこなし、業務の品質と効率を最大化する能力。

第1層：テクノロジーリテラシーと安全管理 (Must Have)

AIの仕組みを理解し、情報を鵜呑みにせず、セキュリティを確保する基礎能力。



知財人材が担う「3つの新役割」



Guardian (守護者)：品質の最後の砦

AI出力のリスクを管理し、法的・技術的な品質を徹底的に検証する。

Designer (共創者)：イノベーションの支援者

AIを壁打ち相手に、研究開発部門と強力な特許網を設計する。

Strategist (参謀)：経営戦略の立案者

膨大なデータを分析し、M&Aや事業参入などの経営判断を支援する。

②-B 知財業務に生成AIを活用するうえで必要なスキルと人材育成



②-C 生成AIに期待すること、限界と感ずること

生成AIは知財業務を「検索・整理」から「創出・推論」へ進化させる革命的ツール。
業務効率の飛躍的向上(光)と、ハルシネーションや情報漏洩(影)の側面を理解し、共生する戦略的アプローチが不可欠。

期待(光)：業務の質的・量的転換	限界(影)：克服すべき課題
<p>90% 明細書作成の工数が90%削減 従来15時間かかっていた作業が1~2時間に短縮されます。</p> <p>経営判断を支援するIPランドスケープ AIが数万件の特許を解析し、空白の技術領域を発見します。</p> <p>知財の民主化 専門家だけでなく、自然言語で簡易的な先行技術調査が可能になります。</p>	<p>ハルシネーション(事実の捏造) 存在しない特許番号や架空の判例を生成するリスクがあります。</p> <p>情報漏洩と権利喪失のリスク 無料AIに未公開の発明を入力すると、新規性を失う危険があります。</p> <p>最終的な法的判断は不可能 AIのドラフト完成度は約65%で、残りは専門家の修正が必須です。</p>
<p>結論：AIとの「共生」戦略</p> <p>RAG技術で正確性を向上 信頼できる社内外のデータベースを根拠にAIが回答を生成します。</p> <p>人間は「指揮官」へ役割をシフト AIへの指示、成果物の監査、そして最終的な職務判断を担います。</p>	

②-C 生成AIに期待すること、限界と感ずること

AIの進化の8段階(ソフトバンクによる)

レベル1: 人間とほぼ同等の一般的な会話が可能なAI。(ChatGPT-4o, 2024年5月: IQ90)

レベル2: 大学の博士号レベルの知識を持つAI。(OpenAI o1, 2024年9月: IQ120) ※IQ120: 上位10%

レベル3: エージェント機能を持ち、人間の代わりにタスクを実行するAI。(OpenAI o3, 2025年4月: IQ134)
(ChatGPT-5, 2025年8月: IQ143)

レベル4: 自ら新しい発明を生み出すAI。
(Gemini 3 pro, 2025年11月: IQ 142)
(ChatGPT-5-2, 2025年12月: IQ 147)

レベル5: 組織的に活動し、仕事を遂行するAI。

フィジカルAI

レベル6: 感情を理解し、長期記憶を持つAI。

レベル5まで満たすと
AGI (人工汎用知能: Artificial General Intelligence)

レベル7: 自ら意思を持ち、人類の幸せを目指すAI。

レベル6~8を満たすと
ASI (超知性: Artificial Super Intelligence)

レベル8: 調和の取れた超知性。

Empowering Zero-Wiring Society

ワイヤレス給電で配線のない世界へ

 AETERLINK

羽矢崎 聡 | エイターリンク株式会社

技術部 知財戦略リーダー | 技術の可能性を事業価値へ



領域：無線電力伝送をコアにした **技術・事業・知財** の統合戦略

経歴：NTTドコモにて新事業創出、知財担当を経て
現職にて **Physical**を**Digital**につなぐ**IoT社会**の実現に従事

思想：知財を「守る手段」から「挑戦を支えるインフラ」へと再定義

アプローチ：経営・事業・技術の三位一体で **仮説を構築**し価値を最大化

会社概要

AETERLINK

エターリンクは、配線のない“デジタル世界”の実現に向け、**ワイヤレス電力伝送（WPT）技術**の研究開発を実施しております。
ワイヤレス電力伝送技術に必要なICやモジュールおよびシステムを、包括的に開発しソリューションとして提供いたします。

93名 Team Members
2020年 Founded
139件 Patent Portfolio



「Forbes Asia 100 To Watch 2025」に選出



「J-Startup」の第5次選定企業に選出

6ヶ国 Active Countries
主要市場を網羅するグローバルな事業展開

3拠点 Offices Worldwide
東京本社と戦略的な拠点



令和7年度「知財功労賞」
「特許庁長官表彰」を受賞



「GRIC PITCH」にて、
2冠受賞

AETERLINK

シリーズBエクステンションラウンド 18億円調達
ベンチャーデット 10億円調達

資金調達累計

68.5 億円

シリーズB累計

38.6 億円

(借入金、助成金含む)



AETER LINK's Profound history

薬では解決されない病気を
Medical implant deviceで解決する

従来品のわずか1 / **1000**
のペースメーカー開発から始まった



AirPlugTM

More than **17M** charging 最大17mの給電距離

Orientation freedom 角度依存性なし

Ultra-low energy consumption 極低消費電力

グローバル標準化

2022'



日本国内での法改正

出展：PR TIMES 2022年5月26日記事

2023'



ITU（国際電気通信連合）が アジア地域で開催した会合にて、 WPTに関する合意形成が進展

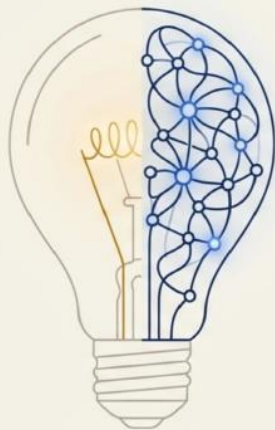
上：23年オーストラリア開催
下：22年フランス開催

2024'



WPTがWRC（世界無線通信会議）にて 「将来の議題」として採択された

23年11月-12月 ドバイ第29回WRC



生成AIは知財の「終わり」か、「始まり」か？

期待される未来：生成AIによる 「知財業務の効率化」

生成AIは、既存の知財業務を高速化・自動化する強力なツールとして期待されている。先行技術調査、明細書ドラフティング、翻訳、管理業務など、その応用範囲は広い。

- このパラダイムでは、AIは人間の「アシスタント」であり、知財専門家の生産性を向上させることが主目的となる。
- しかし、この「効率化」の先に、どのような本質的な変化が待っているのか？単なるコスト削減や人員削減に留まってしまうのではないか？



批判的視点：効率化の先に待つ 「部門の消滅」というディストピア

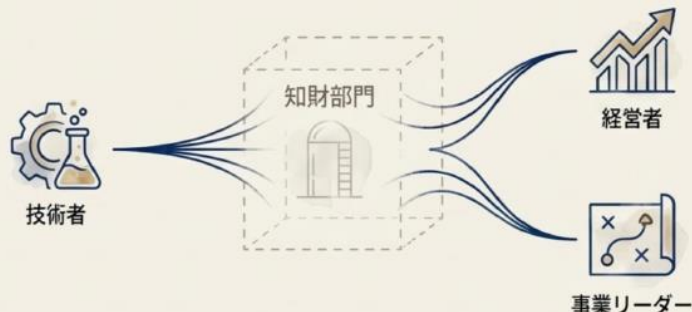


「効率化で生まれた時間」は、新たな価値創造に使われるのか？
それとも、単に「より少ない人数でやれ」という圧力になるだけか？

- これは、経営者が知財部門に抱く「なぜそんなに人が必要なのか？」という根源的な問いと直結する。
- 特技懇 318号 [AIがある環境での特許審査](#) 考察 と同様に、企業内の知財担当者もその存在意義を問われる時代が来る。
- この未来は、単なる脅威か、あるいは、より大きな変革への序章なのか？

最もラディカルな未来：知財部門が「なくても良い」世界

知財部門という「一人称」で考えること自体が、旧時代の発想かもしれない。
 真のゴールは、部門の存続ではなく、知財機能の全社的な統合ではないか。



- 技術者、経営者、事業リーダーが、AIを駆使して自ら知財を縦横無尽に扱える未来。
- 特定の専門家が囲い込む「サイロ」がなくなること、アイデアの創出から権利化、活用までのサイクルが劇的に加速する。
- この「部門の消滅」は、ディストピアではなく、知財が真に民主化されたユートピアの姿かもしれない。

歴史が示す「専門スキルの民主化」というパターン

知財の民主化は、決して特別な現象ではない。過去にも、専門家の牙城であったスキルが、誰もが使う「リテラシー」へと進化した例は数多く存在する。



“「知財は、もはや特定の部署の専売特許ではない。」”

- 「専売特許」という言葉が、知財と言葉遊びになっていることに注目。この一文が、来るべき時代の本質を捉えている。
- 専門部署による「保護」から、全社員による「活用」へ。知財の役割は、コストセンターからバリューセンターへと完全に移行する。

新旧パラダイムの対比：知財の役割と価値はこう変わる

Feature	旧パラダイム (Old Paradigm)	新パラダイム (New Paradigm)
担い手 (Who)	知財部門の専門家	全ての技術者・事業リーダー
目的 (Purpose)	権利の独占・防衛	事業レバレッジ・交渉カード
価値指標 (Value Metric)	特許出願件数	事業インパクト・相対的優位性
AIの役割 (Role of AI)	業務効率化ツール	意思決定OS・戦略シミュレーター
知財の性質 (Nature of IP)	静的な法的資産	動的な戦略的資源

知財プロフェッショナルの本質的責務



知財担当者の役割は、法的なリスクを指摘し「No」と言うことだけではない。
合法的に「No」を「Yes」に変える知恵を出すことが最も重要な責務である。
「No」と言うだけの担当者は、研究開発や事業の活動を制約するだけで何も生み出さない。
単なる法律実務家ではなく、事業を可能にする戦略的イネーブラーでなければならない。

師、丸島儀一先生へ

先生から直接指導を受け続けた弟子として、
そして現代のディープテック・スタートアップ
の知財戦略を担う者として、今日この場で
私の覚悟を述べさせていただきます。



羽矢崎 聡
エイターリンク株式会社 知財戦略リーダー



先生が挑まれたキヤノンの普通紙複写機開発は、 現代のディープテック・スタートアップそのものでした。



ゼロックス社が100%の市場シェアと、
それを守る鉄壁の特許網を築いていた
時代。



リソースの限られた挑戦者であったキ
ヤノンは、ゼロから新事業を創造する、
まさに技術スタートアップでした。

変わらない本質：企業経営の目的は「事業で勝つ」ことにある

- グローバル経済、M&A、金融サービスの進展など、
時代は移り変わっても、技術で勝負する企業にとって
の究極の目的は「事業で勝つ」ことである。
- 知的財産は管理部門の業務ではなく、この目的を達成
するための**戦略的武器**である。
- 「**事業で勝つ**」とは、自社の強みを活かし、弱みを解
消しながら、他社に先駆けて市場を獲得し、維持・発展
させることである。知的財産戦略はそのための**参入障壁
形成と製品延命化**を担う。



「時代は移り変わっても、
企業経営の本質は変わらず、
事業で勝つことにある。」

—— 丸島 儀一

先生の教えは、現代の「3つの仮説」として生き続けている

生成AI時代の今でも、知財戦略の本質は全く変わりません。先生の「三位一体」の思想は、現代のスタートアップが対峙する不確実性の中で、事業を前進させるための思考のフレームワークそのものです。

丸島先生の教え：三位一体



現代の実践：3つの仮説



商用DBからエクセル・CSV等でダウンロードしたファイルをPythonで処理し、Notebooklmで扱いやすいように加工

```

import pandas as pd
from datetime import datetime
from google.colab import files
import io
import re
import math
import textwrap
from pathlib import Path
import zipfile
import os
import time

# Google Drive保存の有効/無効 (Falseにするとローカルダウンロードのみ)
SAVE_TO_DRIVE = True # Trueに変更してGoogle Driveにも保存

if SAVE_TO_DRIVE:
    from google.colab import drive
    print("Google Driveに接続しています...")
    drive.mount("/content/drive")

print("\nExcelファイルをアップロードしてください")
uploaded = files.upload()

def normalize_colname(s: str) -> str:
    if s is None:
        return ""
    s = str(s)
    s = s.replace("u3000", " ")
    s = re.sub(r"([RrHhTt])+", "", s)
    s = re.sub(r"([Ss]+)", "", s).strip()
    return s
                
```

バイブコーディングで作成・修正

```

fence_len = max(3, max_ticks + 1)
fence = "*" * fence_len

return f"{fence}\n(text)\n{fence}\n"

# 新しい対象列
TARGET_COLUMNS = [
    "公開番号",
    "発明名称(英語)",
    "発明名称(日本語)",
    "出願人",
    "要約(英語)",
    "請求項(日本語)",
    "国際特許分類",
    "ファミリーID",
]

# 表示名の設定 (必要に応じてカスタマイズ可能)
DISPLAY_NAME = {c: c for c in TARGET_COLUMNS}

# 出力設定
CHUNK_SIZE = 100 # 100件ごとに分割 (必要に応じて50/200など)
WRAP_WIDTH = 120 # 請求項・要約の折り返し幅 (不要なら0)
OUTPUT_DIR = Path("/content/drive/MyDrive/特許データ出力") if SAVE_TO_DRIVE else None

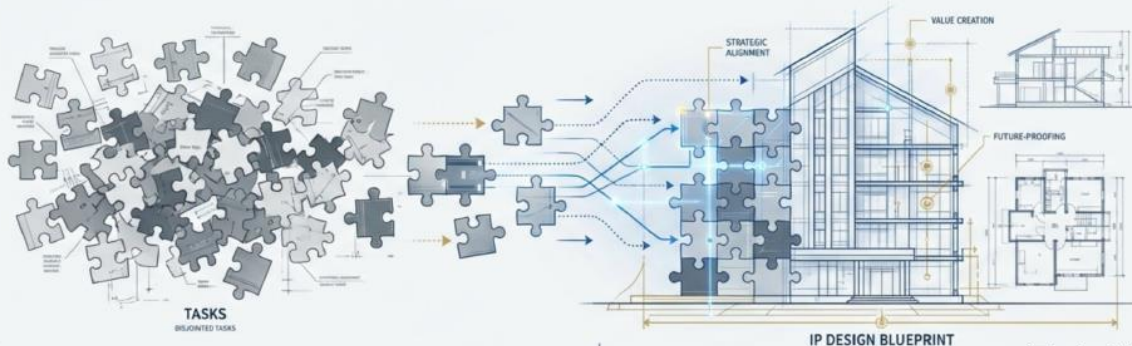
# 長文フィールド (コードフェンスで囲む項目)
MULTILINE_FIELDS = ["要約(英語)", "請求項(日本語)"]

for filename in uploaded.keys():
    print(f"\n処理中: {filename}")

    try:
        if filename.endswith(".xlsx"):
            df = pd.read_excel(io.BytesIO(uploaded[filename]), engine="openpyxl")
        elif filename.endswith(".xls"):
            df = pd.read_excel(io.BytesIO(uploaded[filename]), engine="xlrd")
        elif filename.endswith(".csv"):
            df = pd.read_csv(io.BytesIO(uploaded[filename]))
        else:
            print(f"サポートされていないファイル形式: {filename}")
            continue

        print(f"読み込み完了: {len(df)}行")
                
```

知財戦略の体系化から「知財設計 (IP Design)」へ 生成AI時代に勝つための、経営と知財の「新しい共通言語」の構築



- 従来の「知財戦略」はなぜ機能しないのか？
- 経営層と現場をつなぐ「組織OS」とは何か？
- 我々は、書籍化に向けたプロセス自体を「アジャイル」に再定義する。

#知財戦略体系化

気になる方は

知財戦略体系化プロジェクト 第8回ディスカッション・サマリー (楠浦崇央 × 羽矢崎聡 × 野崎篤志)

#知財戦略体系化

知財戦略

< 100 件の動画とチャンネル

生成AI

すべて

ショート

生成AI時代の「知財設計」を議論
・書籍化アウトプット準備中

design)」へ
の構築



- 従来の「知財戦略」はなぜ機能しないのか？
- 経営層と現場をつなぐ「組織OS」とは何か？
- 我々は、書籍化に向けたプロセス自体を「アジャイル」に再定義する。



#知財戦略体系化 第8回 書籍化に向けて目次案 :
をディスカッション - #楠浦崇央氏 (...
野崎篤志のイーパテントチャンネル-調査・分析系中心-



BLUEPRINT

#知財戦略体系化

ディスカッション・サマリー (楠浦崇央 × 羽矢崎聡 × 野崎篤志)

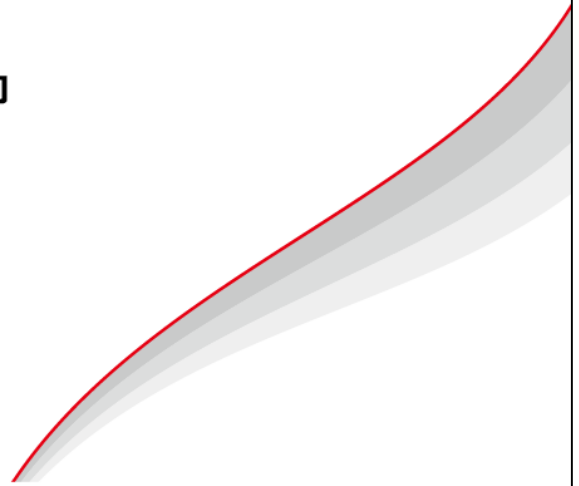


グローバル知財戦略フォーラム パネルディスカッション1

知財業務におけるAI活用の最新動向

2026/2/10

島津製作所 知的財産部 部長
生成AI活用推進協議会 共同代表
阿久津 好二



自己紹介

生粋の技術者で、今は知財の改革を推進。

株式会社 島津製作所 知的財産部
阿久津 好二

1972年6月26日生まれ(53歳)、和歌山県出身

奈良先端科学技術大学院大学 修了後

1997年 島津製作所に入社。医用機器の開発に従事。

2004年 知的財産部へ異動。

2006年 弁理士試験合格。特許実務を極める傍ら、ペーパーレス化を推進。

2019年 IPランドスケープ立ち上げ、契約チーム兼任等を経て、

2022年10月知的財産部長就任

2023年 知財部における生成AIの活用を推進し、現在に至る。



企業紹介

売上のほとんどが分析計測機器に集中

セグメント別売上高構成比

計測機器事業

65%



高性能な分析機器を提供し、医薬、食品、素材をはじめの様々な分野で研究や技術開発、品質管理を支援しています。

- 主な製品 液体クロマトグラフ/質量分析システム/光分析装置/環境モニタリング装置/試験機
- 主な用途 食品・製薬産業における品質管理/病気の早期検出や医薬品開発/水質や大気汚染などの環境分析/各種材料の強度評価、工業製品の非破壊検査
- ユーザー 医薬、食品、素材、エネルギー、自動車、研究機関/産業機器などのメーカー、官公庁、大学

産業機器事業

13%



高性能なキーコンポーネントで最先端のモノづくりを支援し、産業の発展に役立っています。

- 主な製品 ターボ分子ポンプ/油圧機器/工業炉
- 主な用途 半導体製造プロセスにおける真空環境を作り出す産業車両などの動力源
- ユーザー 半導体製造装置メーカー、産業車両メーカーなど



医用機器事業

14%



的確な診断を支援する医用機器を提供し、人の健康の維持・向上に貢献しています。

- 主な製品 血管造影システム/X線TVシステム/一般造影システム
- 主な用途 肺炎や骨折などのX線画像診断、心疾患・脳血管疾患のカテーテル治療支援
- ユーザー 病院、クリニック

航空機器事業

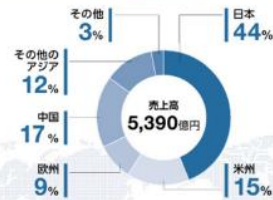
7%



最先端の搭載機器を提供し、「安全、快適、負担軽減」に役立っています。

- 主な製品 フライトコントロールシステム
- 主な用途 航空機の機体姿勢の制御など
- ユーザー 白楽隊、航空機メーカーなど

地域別売上高構成比

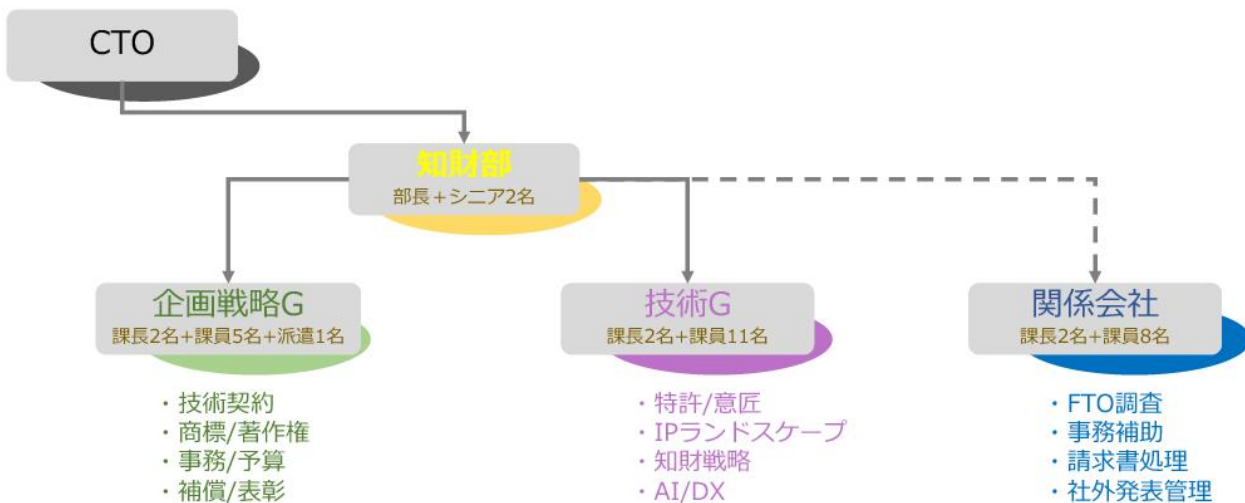


特許出願数/特許保有件数



知財部の紹介

少数精鋭で知財活動。弁理士8名。



島津知財のご紹介

知的財産部 プロンプトドリブン変革

生成AI活用による業務革新と、その全社展開への提言

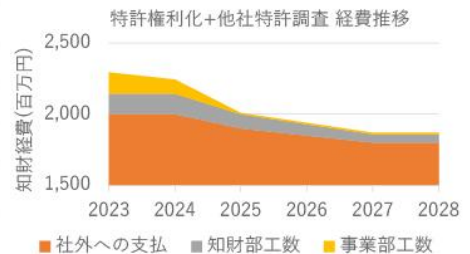
AI活用による経営インパクト



生成AIを主体とした知財業務運営体制の構築

思考ロジックを生成AIのプロンプトに落とし込み実行することで、特許品質向上と費用削減の両立を実現

業務	生成AIの種類	品質向上	経費削減	工数削減
発明届出書	Gemini	◎	—	◎
先行文献調査	DeepResearch	◎	—	◎
発明審査	未着手	—	—	◎
特許明細書確認	ChatGPT 5	◎	—	○
外国出願翻訳	Gemini	◎	◎	◎
特許庁審査対応	NotebookLM	○	◎	◎
特許分類付与	Patentfield AIR	◎	—	○
他社特許調査	GPT5(API)	○	—	◎



島津製作所での活用例(FTO)

生成AIによるFTO調査の流れ

プロンプト1~5により、殆どの作業を汎用生成AIに置き換え。短納期かつ高品質なFTOを実現。



生成AI運用体制の構築

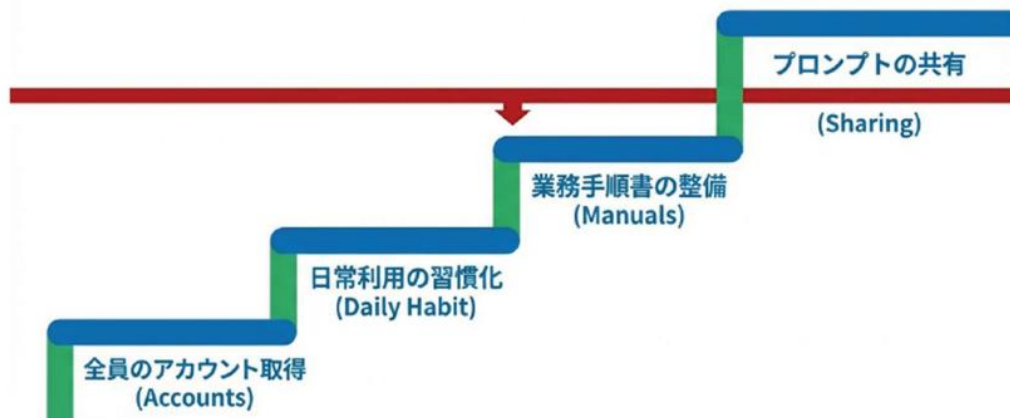
知財の専門家と生成AI担当が知的労働を文書化してプロンプトを作成し、テストデータで検証するWGを定例化。



部内浸透への努力

生成AIを業務標準にするために手触り感と効果の実感は重要

部内浸透への努力:「手触り感」



知財部員の役割は…

判断基準を設定し、業務執行の意思決定をするのが人の役割

社員(知財部員)の役割

- ✓ 判断基準を指示 (Instruct Criteria)
= 権限 (Authority)
- ✓ 結果の採否を決定 (Decide Adoption)
= 責任 (Responsibility)
- ✓ 環境変化・人づての情報を反映
(Reflect Context)
- ✓ 意思決定を遂行 (Execute Decisions)



知財部員に求められるスキル

生成AIに指示を出し判断できる人材の育成が今後ますます重要に！

新しい知財プロフェッショナルの姿



出力の妥当性を判断する能力
実務はできなくても、指示を出し判断できる人

生成AIの業務利用に関する 主要な法的リスクと実務対応

iCraft法律事務所
弁護士・弁理士 内田誠

グローバル知財戦略フォーラム



iCraft Law Office

内田誠

iCraft法律事務所
代表



 Eight



内田 誠 Makoto Uchida

iCraft法律事務所 弁護士・弁理士

経 歴

- 2009年12月 内田 専大 総合法律事務所 入所
- 2017年12月 経済産業省「AI・データ駆動型ガイドライン検討会」作業部会委員 (2017年度、2018年度)
- 2018年 4月 iCraft法律事務所 開設
- 2018年 7月 農林水産省「農業分野におけるデータ駆動型ガイドライン検討会」専門委員
- 2018年10月 特許庁のスタートアップ支援機関「知財アクセラレーションプログラム (IPAS)」の知財メンター (チームリーダー)
- 2018年11月 スタートアップファクトリー-構造事業に係る契約ガイドライン検討会構成委員
- 2019年 4月 大阪弁理士会 知財対策委員会 副委員長
- 2019年 4月 日本弁理士連合会 知財対策センター 委員
- 2019年10月 AMEDの研究成果に係るデータの取扱い検討会 委員
- 2020年 6月 日本弁理士会 特許委員会 副委員長 (2020年、2022年、2024年、2025年)
- 2020年11月 通商産業経済法「活躍したい弁護士」分科別2.5人 知財対策・エンタメ部門で選出
- 2021年 3月 経済産業省「AI人材育成のための企業間データ連携促進検討会」委員
- 2021年 4月 弁理士特定業務向け技能開発力担保研修講師 (2021年~)
- 2021年 4月 特許庁「知財アクセラレーションプログラム」(IPAS) 有識者委員 (2021年~)
- 2022年 7月 水産庁「水産分野における優良水産物の保護等に関する検討会」委員
- 2022年 7月 特許庁「審判実務研究会」委員
- 2022年11月 通商産業経済法「法務部員が選ぶ弁護士ランキング」知財対策部門で選出
- 2022年11月 経済産業省「医療機器開発のための医療データ取扱いの取組方」検討会 (データ利用検討会・主催)
- 2023年 3月 経済産業省 IP BASE AWARD 知財専門家部門 奨励賞受賞
- 2023年 4月 「水産分野における優良水産物の保護等に関するガイドライン」策定
- 2024年 6月 日本弁理士連合会「AI戦略ワーキンググループ」委員
- 2024年 6月 経済産業省「データ連携のためのモデル規範」策定
- 2024年10月 NEDO「モデル規範の策定方針の検討及びモデル規範の策定作業を行う専門家会」委員
- 2024年10月 「海外ダイナミックマップに用いる次世代航空運賃情報の利活用に関する連絡会」委員
- 2024年11月 近畿経済産業局「近畿地域におけるスタートアップ知財アクセラレーションプログラム実施事業」(K-IPAS) 知財メンター (2024年~2025年)
- 2025年 9月 特許庁「スタートアップ知財エコシステム形成に向けた有識者委員会」委員

学 歴

- 2004年 京都大学工学部物理工学科卒業
- 2008年 立命館大学法科大学院卒業

特 技

- プログラム言語の読み書き
- Webアプリケーションの作成経験

生成 AI の利用方法

生成 A I の利用方法

知財編（※裁判目的利用が前提）

- 属否の一次検討
 - イ号製品に関する資料（仕様書、設計書等）を「ナレッジ」に入力。
 - 検索でヒットした特許の請求項 1 の内容を CSV ファイル（100 件程度）で出力して、CSV ファイルをプロンプトに入力。
 - 加えて、プロンプトに、各特許の請求項 1 の各構成要件をイ号製品が充足するか否かを判断してください。充足する場合は○、充足しない場合は×、充足するか否かが明確ではない場合は△と回答してください。充足するか否かについて迷った場合は、△にしてください。（実際はもっと詳細に書く）。
- 無効資料の一次検討
 - 基本的に上と同じ方法
- その他
 - サポート要件チェック
 - 請求項の「わかりやすい」解説（請求項 1 と明細書を入力 + 「わかりやすい解説」）
 - クレーム文言の言い換え

生成 A I の利用方法

法務編

- 条項の整理
 - 知的財産権の帰属とライセンス条件（自己実施／第三者実施許諾）を表で整理
- 条項の条項のバリエーションの作成
 - 「●●」という条項を甲に有利な内容ですが、●●の点で乙が承諾しづらい内容です。甲にとって有利な状態を維持しながら、乙が承諾しやすい内容を複数提案してください。
- 条項の作成（※契約書全体では精度が下がるのでしない）
 - 競業避止義務に関する条項を作成してください。ただし、相手方に受け入れられやすい内容にしてください。また、次の点について注意してください。
 - 譲歩できない部分
 - 譲歩できる部分

生成 A I 事業者との契約における注意点

① ChatGPT に関する契約関係

(1) 利用規約 (個人向け)

秘密保持義務	明確なものはない
インプット及びアウトプットの利用	本サービスの提供、維持、開発、改善、適用法の遵守、当社の規約及びポリシー等の履行請求、及び本サービスの安全性の維持のために、本コンテンツを使用する場合がある
アウトプットの正確性	非保証
インプット及びアウトプットに関する知的財産権	ユーザ帰属
事業者によるデータへのアクセス	規定なし
生成 A I 利用の表示義務	①コンテンツ作成者の氏名/会社名、②コンテンツが A I による生成物であることを明確に示す (Sharing & publication policy)
ユーザ補償	規定なし

① ChatGPTに関する契約関係

(2) 事業者用取引規約（事業者向け）

※API、ChatGPT Enterprise、ChatGPT Team、企業や開発者向けのその他のサービスに適用される。

秘密保持義務	秘密保持義務を負う
インプット及びアウトプットの利用	ChatGPT Team、ChatGPT Enterprise、APIプラットフォーム（2023年3月1日以降）のデータは、モデルのトレーニングには使用されない。
アウトプットの正確性	非保証
インプット及びアウトプットに関する知的財産権	ユーザ帰属
事業者によるデータへのアクセス	（Enterpriseプランの場合）OpenAI内では、インシデントの解決およびエンドユーザーの会話の復元（ユーザからの明示的な許可を要する）を目的に、または適用される法律上の義務である場合にのみ、承認を受けた従業員がユーザの会話にアクセスする（Enterprise privacy at OpenAI）
生成AI利用の表示義務	①コンテンツ作成者の氏名/会社名、②コンテンツがAIによる生成物であることを明確に示す（Sharing & publication policy）
ユーザ補償	（Enterpriseプランの場合）ユーザによる出力の使用または配布が第三者の知的財産権を侵害している場合、次のスライドで記載した場合を除いて、OpenAIが補償する。

① ChatGPTに関する契約関係

(2) 事業者用取引規約（事業者向け）

※API、ChatGPT Enterprise、ChatGPT Team、企業や開発者向けのその他のサービスに適用される。

ユーザが補償を受けられない場合	<p>以下の場合、この補償は適用されないものとします：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お客様またはお客様のエンドユーザーが、アウトプットが知的財産権を侵害している、または侵害する可能性が高いことを知っていた、もしくは知り得べきであった場合 ② お客様またはお客様のエンドユーザーが、OpenAIが提供する引用機能、フィルタリング機能、安全機能、または使用制限を無効化、無視、または使用しなかった場合 ③ アウトプットが、OpenAIまたはOpenAIの代理人が提供していない製品やサービスと組み合わせで変更、変換、または使用された場合 ④ お客様またはそのエンドユーザーが、侵害の申し立ての対象となっているアウトプットを生成するために、インプットまたはファインチューニングファイルを使用する権利を有していなかった場合 ⑤ 商取引においてお客様またはそのエンドユーザーがアウトプットを使用したことに基づく商標権または関連する権利の侵害を主張する請求の場合 ⑥ 侵害の申し立ての対象となっているアウトプットが第三者提供サービスのコンテンツに由来する場合
-----------------	--

② Gemini (Google)に関する契約関係

(1) Google利用規約 (個人向け)

秘密保持義務	明確なものはない
インプット及びアウトプットの利用	サービスの改善 (モデルのトレーニングを含む) のために、人間が会話を確認・利用する場合がある。
アウトプットの正確性	非保証 (生成AI追加利用規約)
インプット及びアウトプットに関する知的財産権	ユーザ帰属
事業者によるデータへのアクセス	規定なし
生成AI利用の表示義務	人間の行為によってのみ作成されたコンテンツであると主張することが禁止 (生成AIの使用禁止に関するポリシー)
ユーザ補償	規定なし

② Gemini (Google)に関する契約関係

(2) Google Cloud利用規約 (旧Google Workspace利用規約) (事業者向け)

※Gemini for Google Workspace/APIに適用される

秘密保持義務	秘密保持義務を負う (Google Cloud利用規約7項)
インプット及びアウトプットの利用	モデルの学習に使用されない。顧客データは当該顧客へのサービス提供のみに使用される (Google Cloud利用規約5.2項)。
アウトプットの正確性	非保証 (生成AI追加利用規約)
インプット及びアウトプットに関する知的財産権	ユーザ帰属 (Google Cloud利用規約5.1項)
事業者によるデータへのアクセス	法的要請があった場合に限られる (Google Cloud利用規約5.2項及び7.2項)
生成AI利用の表示義務	人間の行為によってのみ作成されたコンテンツであると主張することが禁止 (生成AIの使用禁止に関するポリシー)
ユーザ補償	Googleのサービス又はブランドが、第三者の知的財産権を侵害しているという申立てに起因する場合に限り、ユーザを防御し補償する (Google Cloud利用規約13.1項)

著作権法との関係

① 第三者の著作物を入力して要約等を生成する行為

(1) 問題になるケース



※AI生成物には創作性がないため、翻案（著27条）ではなく、複製（著21）の問題

① 第三者の著作物を入力して要約等を生成する行為

(2) 著作権法 30 条の 4

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用

- 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
 - 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
 - 二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

<要件>

- ア 思想感情の非享受目的（各号は例示）
- イ 必要と認められる限度
- ウ 著作権者の利益を不当に害しない

① 第三者の著作物を入力して要約等を生成する行為

(3) 要件ア：思想感情の非享受目的（非享受利用）

- 要件アの該当性
 - 「享受」目的か否か
 - 著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否か
 - テキスト要約や翻訳の場合、「享受」目的に該当。
 - 著作権法 30 条の 4 の適用は原則としてない。
 - 例外
 - 句読点を数える場合
 - 文字数を数える場合
 - 表現を利用しない情報解析（争いあり）
- 参考：「情報解析」
 - 大量の情報から要素にかかる情報を抽出し、解析することが情報解析であり、「要約」は「情報解析」にはあたらないと考える。
- 結論
 - 著作権法 30 条の 4 で適法になるケースは限定的。

① 第三者の著作物を入力して要約等を生成する行為

(4) 著作権法 47条の5

電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等

- 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を法令で定める基準に従って行う者に限る。）は、公衆への提供等（公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供等著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物に係る公衆への提供等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供等著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
 - 一 電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作権者、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第百十三条第一項及び第四項において同じ。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。
 - 二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして法令で定めるもの

<要件>

- ア 電子計算機を用いた情報処理等（各号該当）
- イ 公衆提供等著作物
- ウ 各号の行為の目的上必要と認められる限度
- エ 各号の行為に付随する軽微利用
- オ 著作権者の利益を不当に害さない

① 第三者の著作物を入力して要約等を生成する行為

(5) 要件エ：各号の行為に付随する軽微利用

- 軽微利用にあたられば著作権侵害にならない。
- 軽微利用の判断要素（コンメンタール）
 - 公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の締める割合
 - その利用に供される部分の量
 - その利用に供される際の表示の精度
 - その他の要素
- 軽微利用にあたるか？
 - （原文を限定しなければ）プロンプトには全文複製されている。
 - スニペットにおける利用は概ね120文字。最大200文字程度。
 - 「軽微」と本当にいえるのか？

① 第三者の著作物を入力して要約等を生成する行為

(6) 著作権法上の問題と帰結

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 著作権法 30 条の 4 の適用 | ➡ | 句読点を数えるような情報解析でない限り、著作権侵害（情報解析にあたるケースの個別検討） |
| 2 | 著作権法 47 条の 5 の適用 | ➡ | 全体の 10% 未満をプロンプトに複製するような場合でない限り、著作権侵害のおそれ |
| 3 | 著作物性がない部分を利用 | ➡ | たとえば、データのみを抽出して利用する限りであれば適法。ただし、「表現」に関する著作物性の判断は不明確。 |
| 4 | 権利の目的とならない著作物を利用（著作権法 13 条） | ➡ | 法令、判決など公的機関の作成物は著作権法で保護されないため、著作権侵害にならない |
| 5 | 裁判手続等における複製等（著作権法 41 条の 2、同 42 条の 2） | ➡ | 裁判手続等や審査等の手続のため必要と認められる範囲であれば、複製が可能であるため、著作権侵害にならない。 |
| 6 | 引用（著作権法 32 条） | ➡ | 引用の要件を満たせば、出力された表現の利用は適法になるのでは？（ただし、プロンプトへの複製時の問題は残る） |

② 引用（著作権法 32 条 1 項）

「引用」とは？

■ 著作権法 32 条 1 項

- 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

■ 最判昭和 55 年 3 月 28 日（パロディ写真事件）

- 「右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならない。」

②引用（著作権法32条1項）

明瞭区分性と主従関係性の要否

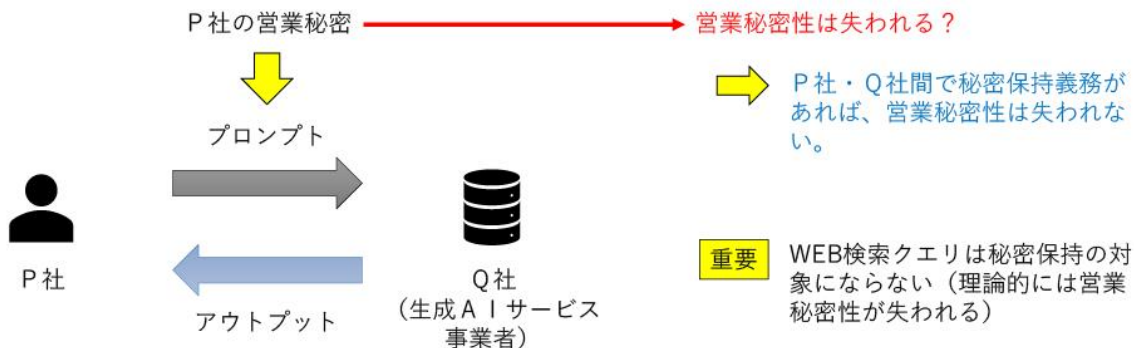
■明瞭区分性と主従関係性を不要とするのが多数説

- 条文上の要件ではない
- 知財高判平成22年10月13日（美術鑑定書事件）
 - 他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。
 - 明瞭区分性及び主従関係性を要請していない

秘密保持義務との関係

①自社の営業秘密

自社の営業秘密の場合

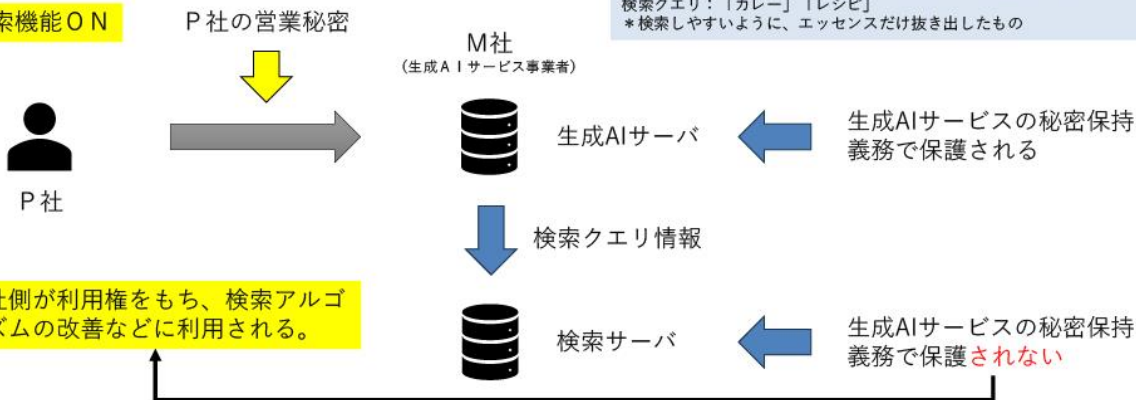


①自社の営業秘密

自社の営業秘密の場合

検索クエリの問題

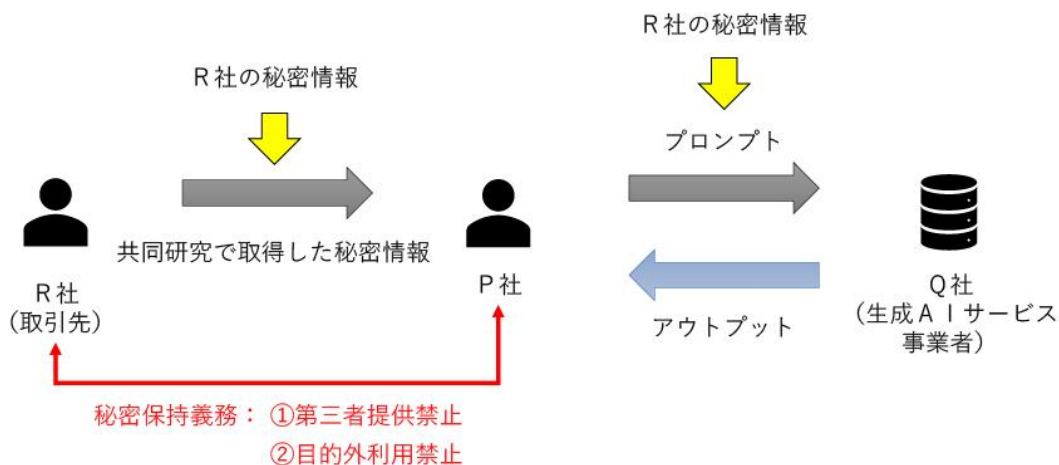
検索機能ON



<検索クエリとは>
プロンプト「美味しいカレーの作り方が載っている本はありますか？」
検索クエリ：「カレー」「レシピ」
* 検索しやすいように、エッセンスだけ抜き出したもの

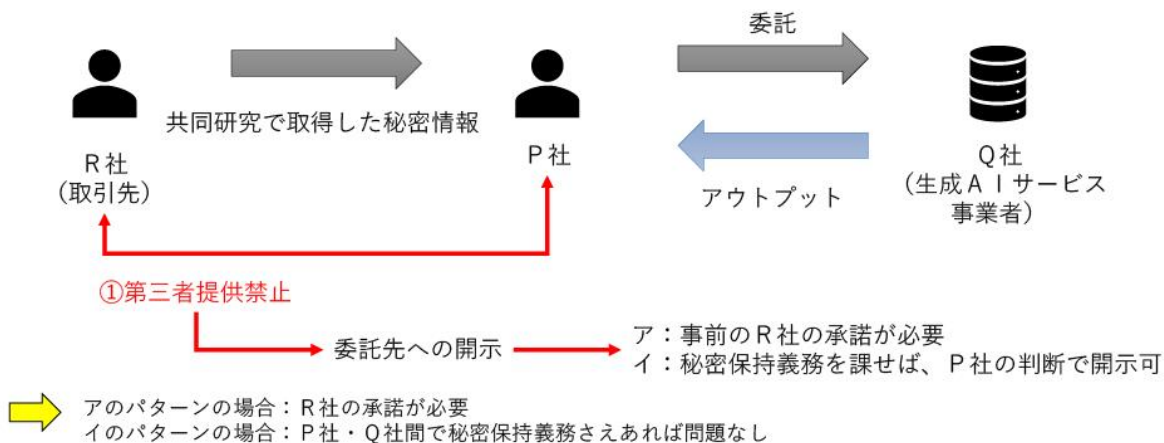
② 第三者から提供を受けた秘密情報

(1) 問題となるケース



② 第三者から提供を受けた秘密情報

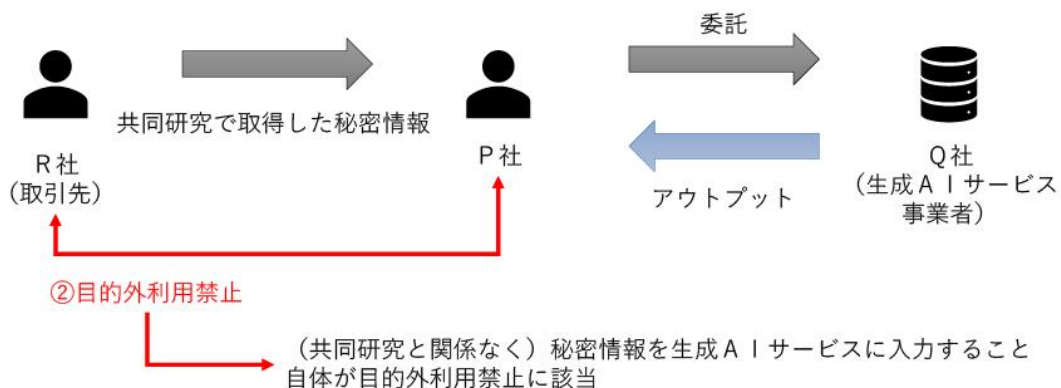
(2) 第三者提供禁止との関係



※ただし、P社は共同研究に関する義務の履行のために、生成AIを使用する場合でなければ、Q社は、「委託先」とはいえない。→通常そのような場合には該当しない。

② 第三者から提供を受けた秘密情報

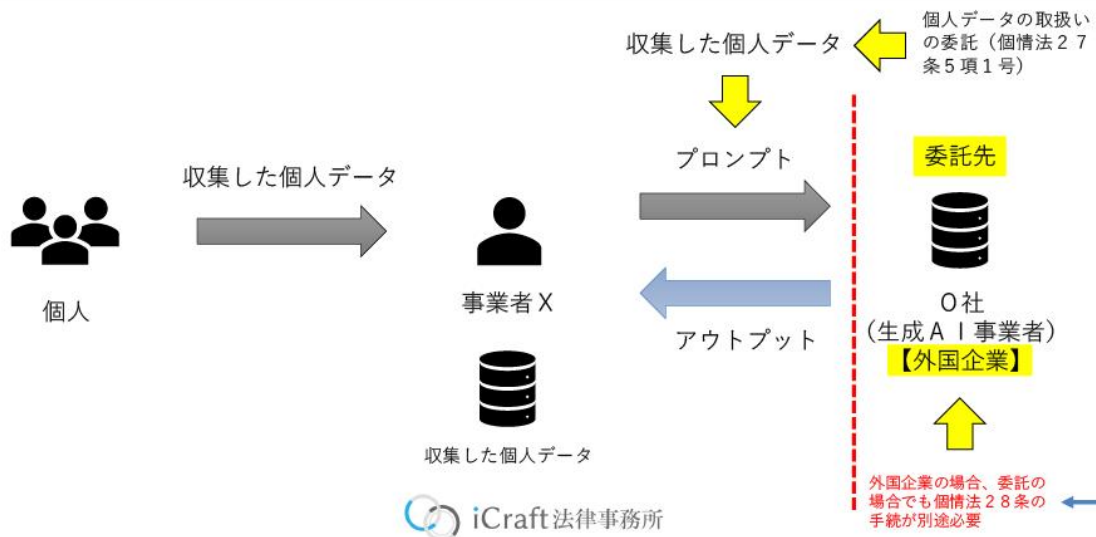
(3) 目的外利用禁止との関係



個人情報保護法との関係

個人データを生成A Iに入力する行為

(1)問題となるケース



29

個人データを生成A Iに入力する行為

(2)個人情報保護法28条の手続

- ① （個人情報27条の同意等に加えて）外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の**本人の同意**を取得（個人情報28条1項）
- ② 個人の権利利益を保護する上で**我が国と同等の水準**にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものにある第三者への提供の場合
 - GDPR適用国にある第三者に限定
- ③ 外国にある第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（**相当措置**）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める**基準に適合する体制を整備している者**である場合
 - 日本の個人情報保護法に則った管理をする旨の契約（DPA）を締結する場合
 - 第三者がCBPRシステム（APECの越境プライバシールール）の認証を取得している場合

30

生成 A I と内容の正確性

生成 A I と内容の正確性

(1)問題となるケース

■事例

- 事業会社 X は、生成 A I サービス事業者 O 社の A P I を利用して、入力された議事録の要約サービスを提供することを考えている。
- その要約サービスは、サービスをユーザが利用する際には、ユーザ登録が必要であり、そのユーザ登録にあたり、次のような内容を含む利用規約が示されていた。
 - 回答結果が正しくない可能性があること
 - 入力情報に秘密情報を入力しないこと
 - 入力情報に第三者が権利を保有する著作物を入力しないこと

生成 A I と内容の正確性

(2)検討

- 要約サービスの回答が誤っていたからといって、即、善管注意義務違反になり、事業会社 X が責任を問われることにはならない。
- ただし、事業会社 X に「悪意又は重過失」があれば、免責規定は無効となるため、事業会社 X に責任は発生する点に注意が必要。
- その他の注意点
 - 業法規制（弁護士法、医師法など）
 - 専門家が自ら提供する A I サービスにおける注意義務の加重の可能性
 - 弁護士や弁理士が知的財産に関する法律相談の回答を行う A I チャットボットを提供する場合、注意義務がより重くなる可能性



 iCraft 法律事務所

〒530-0044
 大阪市北区東天満 2 - 9 - 1
 若杉センタービル本館 8 階

TEL: 06-4800-2432
 FAX: 06-4800-2433
 Email: uchida@icraft-law.com